

議 事 録

平成 2 5 年第 2 回定例会

[一般質問]

平成 2 5 年 6 月 2 7 日 (木)

開 議	
議 長	本日の出席議員は、16人につき、定足数に達しております。 これから、本日の会議を開きます。 (9 : 30)
日程第1	
議 長	日程第1 一般質問を昨日に引き続き行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 12番 内堀靖子議員
内堀議員	おはようございます。 通告に基づき、3項目について、質問をさせていただきます。 今回は、公共交通について、教育施策について、施設統合・機構改革についての、3点でございます。 それではまず、公共交通についての質問をいたします。 福祉バスが今、町内を回っておりますけれども、私もちょこちょこ目にいたします。乗ってある方がいらっしやるとほっとします。ああ、使っていただいているんだなど。誰も乗っていないくて、空で走っているとですね、なかなかやっぱり目を覆いたくなるというか、やっぱり経費をかけてやっているのに、これはちょっともったいないのかなというふうな思いが、バスを見るたびにするところでございます。 しかしながら、アンケートを取ってみますと、経費はかかっても、やはり町民の足として85%の方が必要というふうに考えてあり、また、今は利用しないが、今後年をとった時点で利用するかも知れないという方が42%に上がっております。 町長の公約の中にもですね、この福祉バスはぜひ、今後の高齢化対策について、充実をさせていきたいということで、今度の2期目にも展開をされていくように思っておりますけれども。 まず、この巡回バスの利用状況がどれぐらいになっているのか、教えていただきたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	おはようございます。 では、お答えさせていただきます。 利用状況ということですが、現在、公共交通の活性化に関する実施計画に基づきまして、平成23年7月並びに平成24年の7月の2回の改正を行いまして、巡回バスの試行運転を行っておるところでございます。 利用状況ですが、平成24年の5月から25年の4月という区間の1日当たりの利用者数は78人となっております。試行前は48人でしたので、約1.6倍となっております。以上です。
議 長	内堀議員
内堀議員	徐々にではありますけれども、このバスが認知されて利用者数は増えてきている状況なのかなと。伸びはまだまだ少ないと思うんですが、やはり今後の高齢者対策、また環境対策、エネルギー対策等を考えましてもですね、これはやっぱり町民の足として、今後も必要なかなというふうに考えております。 今後の展開については、昨日久保議員のところで回答をいただいております。26年の1月から14人乗りの小型車を導入して、1ルート増やしてということで、説明がございましたけれども。 そういうハード面については分かりましたけれども、やはりこの趣旨をですね、町民の皆さんにきちっと理解していただくには、展開に対しての発信というか、そういうものが必要ではないかと思います。

	その点については、何か考えがありますでしょうか。
議 長	企画課長
企画課長	現在も試行運転期間中ということでございまして、いろんなことを試していきたいと考えております。 今回、まず、親しみやすく分かりやすいものというふうなことで、愛称募集をいたします。その中で広く認知していただきたいということ、それと高齢者の方だけではなくて、一般の住民の方もどしどしご利用くださいというふうなこと等々ですね、もっと乗りやすい雰囲気づくりというのをPRをしていきたいと思っております。 並びに26年の1月から新ルートになりますので、それに向けました広報ちくぜんでのPRとかですね、またポスター作製、時刻表の配布等々、そしてちょっとまた試行的に防災無線でも、そのような形の呼びかけというのを、たまには流してみようかなというふうなことも、試してみようかと思っておるところでございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	試行期間というところですけども、やはりその内容がどんどん、どんどん変わったりとか、時刻表のサイクルが変わったりすると、また逆に定着しなくて、たいへんなところもあると思います。 私が所属している女性の会でも、この福祉バスが始まった当時に、会員のみんなで乗ってみましたけれども、なかなか定着するまで、その意識として定着するまでがですね、なかなか厳しいのかなという部分を、私の感想としては持ちました。 今回、小型バスが1台ですけども、やはりマイクロバスが走っている状況で、なかなか乗っていただける方が少ないということを見ますと、やっぱり町民の眼というのは当然ありますから、私のこの審議会の中に入れていただいたことがありますけれども、そのときにコスト計算をきちっとして、そのマイクロバスを走らせるのが妥当なのかというところ。今後は新しく買い替えてでも、小型で対応していくのが妥当なのかという部分についてもですね、きっちり精査をしていただいて、やっぱりある程度多く乗っていただいたほうがですね、まだ、やっぱり必要なんだなというのを、町民の方にも感じていただけるかもしれないので、随時その辺もですね、小型バスも今回の導入だけに限らず、適切な導入を今後も進めていっていただきたいというふうに感じております。 次に移りたいと思います。 免許証の自主返納助成について、質問をいたします。 これは、直接この巡回バスとは関係はないと思いますが、この巡回バスを走らせるにあたっては、やはり今回の報告にも出ておりましたけれども、5年後の筑前町の高齢化を見てということも出ておりました。 先日の報道で、高齢者の運転事故を防げということで、新聞に出ておりました。 高齢者の交通事故が、昨年は1万人を超えた。九州で1万人を超えたということで、やはりこういう公共機関というか、公的なものを利用していただいて、やはり高齢者の方の寿命はどんどん伸びていって、運転する期間も増えているんですけども、実際はやはり運動機能が落ちてきたりとか、判断が徐々に衰えていくということで、こういった公共機関をですね、せっかく自治体も取り組んでいるので十分利用していただきたいんですけども。 やはりそういうことを考えますと、免許証返納というの、公共交通の整備とともにそっちのほうもしっかりと助成をしていって、現在の巡回バスを使っていただくような手法もですね、導入、そちらのほうに導入できるような体制が必要かと思っておりますけれども、その辺どういうふうにお考えでしょうか。
議 長	福祉課長

福祉課長	お答えいたします。 高齢運転者による事故、平成23年では10万件を超え、10年前の1.3倍に増加しているそうでございます。原因の1つが認知症ということです。 75歳以上の運転者に対しましては、免許更新時に認知機能検査の実施が義務付けられております。ドライバーが認知症の場合、公安委員会は運転免許証を取り消し、または免許の効力を停止できます。 高齢本人にとっては大切な移動手段でありますし、代わりの方法等を見つけるとか、家族で検討したり、利用できる公共交通機関あるいはサービスを検討する必要があるのではないかなと思います。 現在実施しておりますそったくタクシー券交付事業、免許証を自主返納された高齢者の移動支援という位置づけも含めておりますので、そういった面ではタクシー券の利用をしていただきたいというふうに考えております。以上です。
議 長	内堀議員
内堀議員	ということは、4番目の質問ともかかわってきますけれども、そったくタクシーの利用券は、免許証の自主返納の助成として位置づけをしているというふうに考えてあるのでしょうか。
議 長	福祉課長
福祉課長	大きくは後期高齢者、75歳以上の方の移動支援ということで、目的はですね、主目的はそれですけども、ただ今の質問の自主返納された方についても、そういったタクシー券の対象となりますので、そういった意味では、この事業の意義も含めて位置付けにもしているということでございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	そったくタクシーについてはですね、75歳以上が対象ということであって、車を運転されて、全く問題のない方もですね、現在のところ利用されてある状況だというふうに思います。 それであればですね、免許証自主返納した方に対しての特典、特典とまでは言いませんけれども、そういった扱いにはならないのではないかなというふうに思います。 ちょっと4番目まで、かわりがあるので言いますけれども。 公共福祉バスがあるんですけども、本当に、うちの母なんかもそうですね、そのバスのところまで行くのが不自由になるので、タクシーとかがあるとすごく便利だなというふうに思えると思うんですけども、やはりその辺は逆に、免許証の自主返納に対しての特典というふうに考えているのであれば、そったくタクシーと公共バス、その辺のすみ分けはですね、きちっとすべきなのか。公共交通にもお金をかけている。そったくタクシーのほうにもお金をかけているのではなくてですね、やはりそこに使われる方の利用状況に応じて、二重にならないようにというのはですね、今後考えていかなくてはならないのではないかなというふうに思いますけれども。 町長にお聞きしますけれども。 新たに免許証自主返納についての、新たな特典を今後考えていかれるお考えはないのでしょうか。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 もうそのことも含めてですね、やはり私は75歳以上というのが、その免許証返上にかかわらず、そういった不便を感じておられる方、不便な方々、そういった方々は多いと思っております。 ですから、特別に免許証返上された方だけということではなくて、そのことも含めた

	政策のほうが、私は総合的で平等的だと思っております。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	改めてじゃなくて、逆に言うと筑前町は先取りをして、そったくタクシーを、その免許証返納の特典として位置付けているというふうに、考えを持ってあるということでしょうか。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 公共交通充実の私の基本的な考え方は、私は5年先取りだと思っております。 まだまだ必要性はですね、筑前町は5年後に、より逼迫してくると、そのように考えております。 しかしながら、5年後から、またこういった試行的な段階に持って行きますと、時間がかかってロスが出ると。 そういったことで、今から取り組んで5年後に充実させていくと。その方向がいいんだろうと思っております。 それと筑前町の特徴として、交通事故の多い町でもございます。それは、朝倉警察署長等とも話しますと、筑前町は多いと。それは自動車の保有台数も、私は多いんだろうと思っております。 今から高齢社会、年金もそうそう増額は見込めませんので、ぜひ、家庭内の経費も削減すべきだろうと、節減すべきだろうと。 そういった中において、家庭内の車も1台減じて、家庭内の支出をいくらかでも抑えていく。これは、ソーラー等も同じでございますけれども。 そういった経費節減の意味も含めて、町全体で公共交通を充実させた方がいいと。そういった考えてございます。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	公共交通に関しての考え方が徐々にはっきりしてきているんだと思いますけれども。 先ほど申し上げましたそったくタクシーと公共交通のすみ分けというか、そのところで、やはり全く運転等に支障のない方が、年齢だけでその分を利用されるということには、どういうふうにお考えでしょうか。
議 長	福祉課長
福祉課長	後期高齢者の方を対象にした移動支援の目的で、そったくタクシー券の交付をしておりますけれども、75歳、後期高齢者ということで、介護保険の認定者総数の中の約9割は75歳以上の方が認定ということもありますし、トータルで、将来的な介護認定申請の抑制、それから介護給付費の抑制、そういったものに将来的には繋がっていくというふうな考えも持っております。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	福祉バス自体がまだ試行段階ということで、今後ますますまだ町民の方にですね、十分利用していただいて充実させていただくという方向に持って行かなくてはならないと思います。 筑前町は、本当に都市部と違って、バスとか電車とか、そういうのがないので、やはり当然車、移動手段として車が必要だということです。 今後の展開を見守りながらですね、また、いろいろと提言をさせていただきたいというふうに思っております。 次の質問に移ります。 教育施策について、でございます。 昨日、他の議員の方からですね、教科担任制については若干ふれてありましたけれ

	ども、なんか私のために残しとってくれたんじゃないかなと思いますけれども。 筑前町でトータルの小中一貫として教育を考えていきたいということで、昨日お考えを伺ったわけです。 その中で、やはり小学校と中学校を繋げる中で、高学年における小学校の教科担任制が、有効な手法の1つになるというふうに思っております。 これをですね、ぜひ導入をお願いしたいと思いますけれども、ちょっと現場の先生のほうにもお話を伺ってきました。 なかなかですね、小学校の中で教科担任制をすると、基本的に人員が足りない。そしてまた、今までが全般的に教科を教えるということで、そこに、個人的にはいろいろあると思いますけれども、特に専門的に秀でた先生が、現在のところ確保できるのか、各学校平等にですね。 しかしながら、その中で専科授業という形とか、特定の授業に関して先生たちをうまく配置して、やっていくというふうな方法もあるというふうに聞いております。 昨日課長のほうから、教科担任制についてはいろいろな方法がありますけどというふうなのを、ちょっと言ってあったんですけども、具体的にどういうものがあるのか、お話をさせていただければというふうに思います。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 小学校におきます教科担任制の現状と申しますか、一般的に取り組まれているんですね、内容について、ご報告をさせていただきたいと思います。 まず、1点目が、特定教科における専科の単独指導ということでございます。 ただし、これにつきましても、先ほど議員が申されましたように、基本的に人員が足りないということですね、課題対応加配教員とか、そういった配置を前提にしておりますけれど、特定教科ということで、一般的にですね、一番多いのが音楽、それから理科、図画工作、家庭ということでございます。 特にこういった教科につきましても、技能を要するというので、この教科のですね、中学校の教育免許を持つ先生方が担当している例があるということでございます。 それから、2点目が、学級担任間の授業交換ということで、例えばピアノ演奏ができないので、音楽の指導に苦手意識を抱いている先生と、運動能力の低下により体育の指導に悩みを抱いている先生が、それらの教科の指導をですね、互いに請け負うという交換授業ということでございます。 ただしこの場合でもですね、小学校5年生を例にとりますと、音楽の授業時間が50単位時間に対しまして、体育の授業時間は90単位時間ということで、交換も成り立たないというようなこともございます。 それから、3点目でございますけれども、学級担任とですね、チームティーチングというか、TTを含む専科ということでございます。 これもですね、前提としまして、例えば指導報告改善等の先生の加配がですね、措置されている学校等においてはですね、このチームティーチングということで、少人数指導によるですね、特に算数とか国語、そういったものにですね、少人数学級で専科指導を行っているという例があるということで、学校によっていろいろ、その形態によってですね、取り組みがございますので、昨日はそういう答弁をさせていただいております。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	教育長にお伺いをいたします。 いろんな方法で、各学校で工夫をされながらですね、子どもたちに分かりやすい授

	業を展開したいという努力は分かるところでございますけれども。 今後なお一層ですね、特に高学年においては、専門性や高い知識と指導力が必要というふうに思います。 どうしても壁になるのが財政のことでございます。 町長はですね、教育には、とにかくお金をかけたいと、町独自でもというふうに、昨日も答弁をいただいていたと思いますけれども。 何らかの形で、ちょっと進んだ形で、この教科担任制が本町で導入できないのかということをお聞きしたいと思います。
議 長	大雄教育長
教 育 長	お答えいたします。 議員ご指摘の小学校の教科担任制の導入につきましては、各学校の自主的努力だけでは限界があり、現在国において、教科担任制のための教員加配措置の検討がなされていると。 25年度の概算要求にも、小学校の専科教育の拡充のための教員の加配ということで、概算要求をされているような状況にあると伺っております。 筑前町教育委員会といたしましては、このような国の動向にですね、しっかり注意を払いながら、また、各学校のですね、今、非常に工夫された取り組みがなされておりますので、それをしっかり支援をしてまいりたいと。 また、今年度からですね、中学校の先生を小学校に派遣をする出前授業等もですね、新たに導入をさせていただきました。 小学校での教科担任制の導入につきましては、現在、国もですね、6・3制を、この制度をですね、このままでいいのかと。そのようなですね、検討もなされていると、そのように聞いております。 そのようなですね、検討の中で、このような、議員がご指摘されたような課題についても、一定の方向性が出るのではなかろうかと、そのように考えているところでございます。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	各学校でいろんな工夫がされているというのは分かりました。現場の先生の声も聞かせていただきました。 その中で、やはり慢性的な、やはり教職員の数が少ない。そして、たいへんな苦勞の中で時間調整をしながら、授業等をやっていただいているという声も聞いております。 しかしながら、この加配にしろ、単年度で終わってしまったとか、加配の分については、特に町から県とかに要望を出してあると思うんですけども、それでも単年度の事業でしかないという部分があります。 これは考えてみると、そういった事業を受けられる子、受けられない子にとっては、教育にとって不平等だというふうに考えます。 今後ともですね、町として、県と確認をですね、現場の状況をきちっと伝えていただいて、少しでも早い段階でですね、そういった事業の取り組みができるように、呼びかけをしていただきたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。 次に移ります。 3番目の施設統合・機構改革についての質問をいたします。 まず、1番目に、総合支所のあり方でございます。 あと2年ほどで合併10年を迎えるわけですけども、総合支所をどういうふうに、今後扱っていくのかということで、関心も大きいところでございます。 昨年耐震の測定もあって、南北に対してが若干弱いけれども、数百万の補強で使え

	ないことはないというふうな結果も出ております。 それを受けて、今年度総合支所検討委員会を立ち上げるということでございますけれども、その委員会の内容、またメンバーを、どういう方を考えてあるのか、そしてまた、どういうことを検討していくのかという部分で、まず質問をいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 この支所の問題につきましては、先ほど議員も言われましたように、昨年度耐震化の診断をしたと。その結果につきましては、ご報告もしましたように、若干の補強をすればというふうなことで、結果的には堅固な建物であったという結果にはなっております。 ただ、この建物もすでに建築をしまして、もう４２年経っております。基本的に、コンクリートの耐用年数、５０年と言われておるようでございますが、そういった関係もございます。 そういったことで、ひとつこれのあり方についてですね、検討していきたいということもございまして、今回検討委員会を発足させるということにしております。 その検討の中身でございますが、大きく２つのことをですね、検討していただくかというふうに思っております。 １点は、総合支所の機能に関すること、それが１点目でございます。 ２点目が、総合支所の土地、それから建物、これの取扱いに関することについて、検討いただきたい。この２点でございます。 それから、この検討をいただきます陣容と言いますか、規模と言いますか、それにつきましては、大体２０名程度の委員で構成をしていく予定にしております。 顔ぶれといたしましてはですね、やはり区民の代表としての区長さんのさらなる代表者、それから高齢者の代表と言いますか、団体の代表、あるいは障がい者の代表者、あるいは大学の教授、あるいは建築士、それから女性グループの代表の方、そういった顔ぶれの中でですね、本年の７月下旬頃に立ち上げをして、来年の３月頃を目途にですね、何らかの方向性なりが、結果が出ればというふうなことで考えております。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	町長はですね、２期目の任期中の中で、この扱いについて諮問をして答申を頂きたいというふうな形で、それを受けた上で方針を決めたいというふうなことを、新聞のほうで出ていたと思いますけれども。 ４年というのはちょっと長いのかなと。検討委員会では来年の３月までに結論を出したいということですが、町長としてはどういうふうにお考えなのかを、お聞きいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 新聞報道では、私の任期期間中というような報道がなされましたけれども、遅くともという考え方でございます。 先ほど課長が説明しましたように、できれば年度内にですね、方向性を示していただいて、そしてしっかり執行部で、また議会のほう等の意見もいただいて、そして具体的な事業に、事業化、あるいはさらなるものを求めてですね、行動を起こしていきたいと、そのように考えております。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	ということは、今年度内にある程度の目安を付けたいということだというふうに思っています。

	財政課長にお伺いしますけれども、先ほど機能の問題、土地、建物ということで検討をお願いしたいということでしたけれども。それと20名程度のメンバーということですが。 これは、全地域から、地域的にですね、総合支所というどうしても東部だけの問題かなというふうな感覚がですね、町民の中にもあるのではないかなというふうに思います。 でも、しかしながら、東部、西部で合併をして、筑前町という1つの町をつくったわけです。その3万人規模の人口の中で、組織機構また庁舎等の位置付けをどういうふうにするのか、そして、どれぐらいの規模が必要なのか。その辺については、どういうふうにお考えか、お聞きしたいと思います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 20名程度の陣容につきましては、一部町外の、外部の大学の教授等おられますけれど、町内の方の人選につきましては、当然東西のバランスというのがございます。 しかしながら、どちらかと言いますと、やっぱり総合支所というものが、旧三輪町時代のものでございましたので、比率的には、西部のほうがひとつは、比率的には高い。それから男女の比率、そういったものも考慮して、一応人選を進めるというふうに考えております。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	私はですね、これが三輪地域の問題とだけ考えるのはですね、どうかというふうに思います。 当然支所を利用されるのは三輪地域のほうが多いんですけども、2番目の組織機構、課の統合とも関連しますけれども。 やはり今後、庁舎をどういうふうに見ていくのかということを考えれば、やっぱり町全体でですね、町の均衡を考えるという部分で、やっぱりきちんと扱う必要があるのかなというふうに考えます。 その辺、もし検討委員会が立ち上がりましてときにはですね、十分なそのメンバーの方たちの意見を集約していただくように、ぜひお願いをしたいというふうに思います。 私としてはですね、土地自体は、本当に東部の中でも1等地になると思います。本当にあそこに商業施設が集約するとか、民間の方に利用していただくということになれば、町への収入も出てくるということになったり、その辺の地域活性化にも繋がるということで、建物、土地自体は、今後そういうふうな利用の仕方も考えられるのかなというふうに思います。 また、機能については、ワンストップサービスがですね、当然、今後、昨日窓口業務のところでもちょっと出ていましたけれども、東部の中でのワンストップサービスということをお大前提に、窓口業務だけを残してですね、他の課は統合してもいいのかなというふうな考えも持っているところです。 ぜひ今年度、十分な検討をしていただきたいというふうに思います。 なかなか感情論があるということで、前町長時代からですね、手を付けてこれなかった大きな問題だというふうに思います。しかしながら、筑前町は1つというですね、住民の意識の醸成を、今回2期目の町長にはですね、ぜひ図っていただきたいというふうに思っております。 続きまして、2番目の質問に移ります。 課の統合についてです。 合併時は、多くの事業も抱え、また、事務量も膨大な量であったと思います。合併

	10年を目前に控え、合併債を使った大きな事業も先が見えてきたところでもありますし、事務量もかなり落ち着いてきて、職員もそういった体制に段々と、慣れてきたのではないかというふうに思っています。 合併前は、私の数え方がおかしくなければですね、三輪地域が14課、西部地域が17課ということで、役場の事務運営を行っていたわけです。 現在21課、これは、先ほども申し上げましたように、合併に関して多大な事業と事務量があったということで、やはりそれを細かく分けてする必要があったというからだというふうに思います。 今回、2期目にあたって、田頭町長は健全財政ということが一番に挙げておられます。 職員組織自らがですね、今後はコンパクトで機能的な組織をつくることによって、執行部並びに役場職員が一番先頭に立ってですね、財政面も考えながら、やっぱり今後はそういう組織機構をつくって行かなければならないというふうに考えますけれども、町長どのようにお考えでしょうか。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 まさにですね、合併の目的は何であったのかという、原点でございます。私は、2つだと思っております。 1つは、行財政改革であります。それとですね、専門性の充実でございます。 具体的に申し上げますと、議会のほうも28名が16名でございます。4役だって8名が3名、職員だって229名が179名に減員いたしました。その人件費の削減効果は、年度で約6億円だと、私は計算しております。 その6億円はどこに行ったのかと申しますと、1つは、やはり福祉に行っております。1つは、教育に行っております。そして、そのことと償還金が増額したと。そういった経費に充当されているのでございます。 間違いなく、合併時には想定できなかった福祉事業が増大しております。このことも含めながらコンパクトなまちづくりは進めていかなければならないと思っております。 おかげさまで下水道事業がほぼ完了いたします。また、上水道事業、建設課の事業とどう組み合わせたら一番効率的なのか、そういったところも含めながら、今後総合支所の跡施設利用、跡地利用も含めてですね、さらに効率的な、そして住民福祉を向上させるような、そんな政策を取っていきたいと考えております。以上でございます。
議 長	内堀議員
内堀議員	若干、機構の見直しをしなくてはいけないというふうに考えてはあるようだけれども、庁舎内で、職員の間でそういったことを検討するような状況はあるんでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 本町におきましては、平成17年の合併以降にですね、毎年行政機構の見直しを行ってまいりました。 平成22年度に行いましたまちづくり課と環境課の統合による環境防災課の新設とか、あるいは総合支所の総務課の廃止、あるいは企画課へコミュニティとか男女共同参画を、所掌事務を移管するなどですね、あと町営住宅であるとか国保医療とかいろいろありますけれども。そういったものの事務の移管とかですね、そういうことをやりながら、これが平成22年でしたけれども、その後は大きな改革は行っておりま

	せん。 この組織の見直しにつきましては、例年、夏過ぎぐらいにですね、全課長へのヒアリングをいたしまして、組織機構の問題点を洗い出しております。そして、次の年の組織機構、人事配置計画を進めてきたところでございます。 今、合併時にはですね、229名、そして現在は180人ということで、かなりですね、50人程度の減となっておりますところでございますけれども、現在の課の配置人数で考えますと、4つ、5つ程度ですね、課の相当する職員の削減をした状況にございます。 併せて、総合計画の後期計画における職員数の目標年次につきましては、平成28年度に177人ということで、これはもう議員もご承知のとおりだと思います。 先ほど町長が申しましたように、事業もかなり落ち着いてきたということ、それとその一方ではですね、福祉とか健康とか子育てといったような分野で、非常に事務量が増えてきているというようなことで、人員不足も余儀なくされてですね、現在非常勤等の職員で対応しているような部分もございます。 そういったことから、今後はですね、今年夏過ぎぐらいに、各課のヒアリングを行いまして、議員が懸念しておられるような部署についてもですね、今後検討していくということで、計画をしておるところでございます。以上です。
議 長	内堀議員
内堀議員	職員の削減についてはですね、ほぼ目標に近いというふうな形で進んできているというふうに思っております。 私は、今回の機構改革についてはですね、職員を減らせということではなくて、課の統合をすることにより、より機能的、コンパクトな役場運営ができるのではないかとということです。 だから、今、職員をどんどん減らしていっていますけれども、その分を結局嘱託職員なり非常勤職員なり、臨時職員なりで補っているということであれば、あえてこれ以上職員は減らさなくても、そういうふうに機構改革を見直すことによって、きちんとした作業がなお一層能率的に進むのではないかとということです。 今回上げておりました、私なりに考えてですね、教育課と生涯学習課、下水道課と水道課、建設課、都市計画課、財政と企画、この辺はですね、うまくマッチングができるのではないかと。ハード事業もかなり落ち着いてきているということを考えれば、先ほど言われました福祉とかこども課、そういったところを統合することなくですね、組織機構改革ができるのではないかとというふうに思っています。 来年3月には、ちょうど年齢構成上、役場の職員の方がですね、大量退職をされるというふうなことも聞いております。タイミング的にはですね、この時期は、そういうことを行うには、職員にとっても、いい時期かなというふうに考えておりますけれども、町長いかがでしょうか。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 議員が申されましたようにですね、まさにそういった課題というか、退職者も来年度は、かなり多く定年者が出ますので、そういったところを含みながら、意見を参考にしながら、今後組み立てていきたいと思っております。
議 長	内堀議員
内堀議員	町長2期目の当初にあたり、今回質問をさせていただきました。 福祉面、教育面、そして本来の役場の機能である組織機構をきちっとやって、町長を先頭に、今後ともなお一層筑前町、いいまちづくりを進めて行っていただきたいというふうに思っております。

	この4年間を、私は、町長の1期目の公約をですね、常に持ち歩いておりますので、それが達成できるように、議会としてもしっかりと応援をさせていただきたいというふうに思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。 以上で、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて、12番 内堀靖子議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 10時25分より再開いたします。 (10:15)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (10:25)
議 長	6番 川上康男議員
川上議員	おはようございます。 通告に基づきまして、今回は、多目的運動公園整備計画、行政評価制度取り組みについて、質問をいたします。 まず、多目的運動公園整備計画についてですが、平成18年3月、筑前町多目的運動公園広場基本構想が作成され8年目を迎えました。時間はかかりましたが、地元の協力を得まして、平成23年には2億2千万円をかけて、公園用地の取得までこぎつけ、24年度は実施設計、ボーリング調査、小隈・大坪線道路改良工事、基盤整地工事、伐根工事まで終了をいたしました。 本年度は、公園事業費として3億6,500万円を計上し、まず、第1号調整池築造工事から着手されます。 さらに、本会議の報告第4号で、24年度繰越明許費に多目的運動公園事業1億600万円を計上されております。 本年度から本格的な工事に入ると考えておりますが、調整池とどの箇所を本年度工事に入られるのか、まず担当課長にお尋ねします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 2025年度の当初予算には、今、川上議員がご発言のとおり、昨年度よりも6,517万円増の、3億5,217万円の工事費を計上いたしております。 25年度、その内訳といたしましては、まず最初に、基盤整備工事で公園整備の基礎づくりとなる敷地造成工事に着手する予定でいたしております。 併せて、雨水排水施設工事や電気設備の幹線路工事と駐車場や管理道路等の縁石の施設工事を含めた路盤工事などを計画しておるところでございます。 しかしながら、事業用地内の山林部に初期須恵器の窯跡等の関連すると思われる遺構遺跡が新たに露見したことによりまして、県を介しまして文化庁へこれら遺構の保存方法について、町及び町教育委員会の考え方を説明した後に、遺構保存の進捗状況を見ながら敷地造成工事に着手するということになると思っております。 先ほど平成25年というところを2025年と言ったそうでございますので、平成25年の誤りです。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	6月に開催されました区長会にですね、現場で、この図面でこの整備計画について説明をされておると思います。 面積が9.6haと、それから、施工期間は27年度まで、一応予定ということで、ここに掲げておられますし、多目的広場が1万㎡、健康広場が3,500㎡と、野球

	場、外周を含めて2万㎡と、原っぱ広場が11,000㎡と駐車場は310台と、詳しくここに記載されておるわけですが、以前、議会のほうにもですね、説明を受けたんですが、この図面はあまり変わりはないわけですが。これが最終的な設計図として考えておられるのでしょうか、お伺いいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 区長さん方に説明する場合にですね、説明していただく場合に、どのような内容で説明していただくのがいいのかということで、いろいろ課内でも検討したんですけれども。 一番公園のイメージをしていただくのにいいのではなかろうかということで、今、ご提示いただいておりますですね、基本設計の、それはパーツ図でございますけれども、これを提示し、そして具体的な内容についても、そこにふれさせていただいたということでございます。 基本的にはですね、健康のつどいゾーンとふれあいゾーン、それとスポーツゾーン、この3つの基本的な考え方は変わっておりませんけれども、他に実施設計におきましては、駐車場の増設とか野球場の移設、規模の変更とか多目的広場の夜間照明の設置など、基本設計の一部を見直しを行っております。 その辺のところがですね、具体的に表示する方法がなかったものですから、イメージをつかんでいただきたいという意味での、そのパーツ図を使わせていただいたということでございます。
議 長	川上議員
川上議員	この3つのゾーンにつきましては、変わりはないということで、今、答弁をいただいたんですが。 この調整池周辺のところですね、それから、野球場の外野周辺、植栽でイメージは作っておられます。 非常にこのままではないかもしれませんが、この図でいきますと、非常にもったいないような気がいたしましてですね、何かよか方法はないんじゃないかなということでありまして、これが調整池辺りなり野球場の3塁側辺り、それから外野の外側ですか、結構面積があらうと思うんですが、そこら辺のですね、やはり何らかの計画はないのでしょうか、再度お伺いいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	実はですね、パークゴルフ協会のほうからですね、この公園にパークゴルフをつくることができないだろうか。具体的には18ホールを設定してですね、そして、町内外の方に来ていただいて、町の宣伝もしたいというようなことで話がございました。 そして、そのときの意向といたしまして、それぞれのゾーンの周辺にですね、緑地とか空き地とかが発生するのではなかろうかと。そういうところを利用してですね、パークゴルフ場をつくることができないかということのご提案なり、要望を受けたところでございます。 パークゴルフについてですね、そこ辺でできるかということなんです。結構高低差があったりとかですね、緑地帯につくっておるところとかございまして、なかなかそこ辺につくるということの検討は、非常に難しいということになりまして、今現在で一般の人に、安全に配慮しながらパークゴルフを行っていただいております仙道古墳の規模あるいは利用形態等を参考にいたしまして、設置場所等の制約もございましたものですから、9ホールの用地利用を、パークゴルフ場として計画をしておるところでございます。

議 長	川上議員
川上議員	以前にですね、私のところにパークゴルフメンバーの会長さんから電話がありまして、早速お会いしてですね、要望と言いますか、ぜひ、この多目的運動公園にパークゴルフ場の設備をというようなことでのご依頼がありました。 私も早速議長にも報告いたしましたし、議長のほうもこの件についてはですね、やはり議会としてもしっかり見極めていこうという形ですね、一応考えを聞いておったんですが。 町長のところにも会長さんはじめ三役の方がですね、ご相談に来られたということまでお伺いをいたしております。 そういうことでありますし、ぜひこのパークゴルフ場につきましては、会員の方の総意だろうとは思いますが、ぜひつくってくれということでもあります。 また、そのために三役の方が要望に来られておりますが、そのときの内容について、町長のほうから、どのようにご見解をお持ちで、もうはっきり答弁、今、課長からは聞きましたが、はっきりそういうことで考えてよろしいのでしょうか。
議 長 町 長	田頭町長
	お答えいたします。 このグラウンドの初期の目的は、あくまで硬式野球場をつくるということからスタートいたしました。 さらにどうせグラウンドをつくるならば、もっと要望にかなった施設をつくろうということで、多目的広場、少年たちのサッカー場もつくってほしいということから、さらに膨らみを始めまして、さらに用地の買収が可能ならばということで、緑の広場的なものを確保したところでございます。 緑の広場的なものについては、もっと有効活用ができないかということの提案の1つとして、パークゴルフが浮上してまいりました。 確かに要望はパークゴルフ協会の代表者の方からも私は聞かせていただきましたし、また、他の団体の方からもですね、チラチラとゲートボール場がほしいとか、あるいはテニスだってほしいとか、様々なご意見も頂いたところでもございます。 その中で、予算と、事業費はかなり当初の予算を超すような形になってまいりましたけれども、予算と、それと面積と、それと初期の目的を同時に徹底するためには、どういった施設整備が可能であろうかということを、都市計画課を中心に議論し、政策会議でも議論したところでもございます。 そういったところで、パークゴルフの9ホールならば、他の施設とも整合性が取れて可能ではなかろうかということで、設計も少し変更して検討したらということで、今、指示をしているところでもございます。 そういったところで、パークゴルフを含めたところの新しい設計をですね、近く成案が出来上がると思いますので、それを含めて、それを前提に考えてきたいと、そのように現段階で考えているところでございます。 しかし、いかんせんもう工事着工になっておりますので、先ほど都市計画課長が申し上げましたように、文化財の問題も大きくまた、当初予測しておりませんでしたけれども、大きく浮上してまいりました。 この文化財の問題とパークゴルフを導入した場合の利用形態の問題と、合わせて年度内に検討し、結論を出していきたいと思っております。 ただ、基礎的な工事はですね、こういった工種にかかわらず進めるべきでございますので、25年度事業については、当初の計画どおり進めていきたいと、そのように考えております。以上でございます。
議 長	川上議員

川上議員	前向きに検討していただいております。感謝いたします。 次にですね、利用者の範囲ということで伺いたいと思っているんですが。 この図面の裏側にですね、公園計画の概要が描かれております。担当課長のほうからとも言われましたが、3つのゾーンということで、1つ目はスポーツゾーン、2つ目は健康・つどいのゾーン、3つ目はふれあいのゾーンということになっております。 特に、このスポーツゾーンの野球場につきましては、今、町長も言われましたように、硬式、プロでもですね、使っていいようなすばらしい野球場になっておるようです。通用するような広さですね。それから、内外野観覧スペースまでも計画されておりますようですし、また、健康・つどいのゾーン、この多目的広場もですね、サッカー競技ができる施設でもありますし、その南側の法面を活用してですね、観覧スペースまでという形で、考えておられるようです。 もちろんこの野球場は、夜須グラウンドの代替え施設ということで、もちろん今も非常に不便をかけているというのは当然理解しておりますし、その方たちが使っていただくのは当然だと考えております。 それにスポーツ少年団がですね、今、非常に野球チームで頑張っておられますし、中学の野球クラブもあります。また、一般の野球クラブもありますし、また、私も所属しておりますがソフトクラブもあるということでですね、多くチームがあります。 また、それから、このような本格的な施設であれば、中体連なり、また高体連、そちらからの使用願いが来るのではないかとというふうなことまでも考えるわけでございます。 また、サッカーにおいてもですね、当然この施設を多くの方が利用されると思うんですが、子どもたちも非常にスポーツ少年団のサッカーとかですね、クラブで頑張っておりますし、また青年たちも一生懸命自分たちのチームでしてある人たちもおられます。そういうふうで、非常にスポーツに通じて、広範囲にわたってですね、多くの方が利用されると思うんですが。 立派な施設ではあるんですが、1つ1つということになればですね、その範囲が限られてくると思うんですね。そこら辺りをどのように考えておられるのか。やはり公園の設備と、そういうふうな利用者の範囲というのは、やっぱり併合してですね、やはり考えていかなくちゃならんと、私は考えておりますので、その考え方について、伺いいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 2点であったと思いますけれども。 野球場のほうですけれども、先ほど申し上げましたように、基本仕様を若干変更しております。両翼を98m、センター側が122mの硬式野球規格として設計しております。 しかしながら、軟式野球とかソフトボールで使用することは、基本的に可能であろうということで考えております。 それから、中体連や高体連の大会誘致ができないかという点でございますけれども、各大会の具体的な開催要綱等を十分承知していない段階で答えるということに、ちょっと躊躇はありますけれども。 中体連の大会が、中体連の地方大会等が中学校の運動場を兼ねた野球場等で開催されておるという現実を考えますと、中体連の大会の誘致は可能であろうということでは思っておりますが、高体連の大会が、関係急を要しております硬式野球仕様の公認球場で行われておるという現状からすると、ちょっと難しいのではなかろうかなということでは考えております。 いずれにいたしましても、この球場は、先ほど町長から発言がありましたけれども、

	下高場にあった夜須野球場の代替施設として整備している一面もございますので、この野球場を利用する町内の各種団体とか社会教育の担当課ともですね、その以降も十分踏まえながら、より有効な活用方法について、今後検討に入りたいということで考えております。 それから、サッカーの件ですけれども、サッカーは、現在計画しておりますのは、少年サッカーコートが多目的広場に2面取れるということで、70mかけ50mの2面を計画をいたしております。 少年サッカーの規格が66mから78mかけるの44mから54mということになっておりますので、本計画での70mかけ50mというのは、その規格に入っておるということでございますので、施設の規模を判断基準とすれば、少年野球チームの大会開催は可能であろうと考えております。 多目的広場ということで計画しておりますので、サッカーだけでなく、この広場の多目的な使用方法についてもですね、それぞれの団体のほうからいろいろご提案いただいて、有効に使っていただく方法を、今後考えていただきたいし、私たちも考えたいということで考えております。
議 長	川上議員
川上議員	実はですね、この多目的運動公園ができるにあたってですね、やはり様々な方からいろんな電話等をいただいたり、お見えになったりしたんですが。 やはり皆さん立派な施設ができるんだろうという気持ちですね、そうしますと、やはり何と言いますか、管理においても民間のノウハウを利用した、利用相乗りはできないんですとか、そういうことまでですね、やはり相談がありました。そういうことでお聞きしたんですが。 今の考えを聞きますと、やはり住民の方の憩いの場所としての考え方がですね、住民の方が主に利用する施設ということであれば、もちろんそういうような管理体制が来ても運営はできませんので、そういうことかなということであります。 ただ、これだけの立派な施設でございますので、多くの方が利用していただくような、体制は作っていただきたいと考えております。 次に、この管理体制について、でございますが。 今現在、三輪地区は三輪小学校体育館でいろんな施設の申し込みをされておると思っています。また、夜須地区の施設においては、農トレですか、あちらのほうで申し込みをされて、それで利用申し込みを出されてあると思うんですが。 今度、この施設ができますと、3カ所になるということでもあります。そうしますと、何と言いますか、申し込みに行ったらところで場所が変わるということもありますからですね、今度でき上がった場合には、この施設でですね、1カ所にまとめたらどうかということを考えるわけですね。 そうしないと、ここの管理棟ができるかどうか、私も、1つ管理棟というのがありますので、そこで受け付けをしていただいて、三輪地区、夜須地区のすべての施設の利用の申し込みはですね、していただくような方法が、非常利便性がいんじゃないかなということを思いましたものですから、その考え方について、お伺いいたします。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 現在ですね、三輪小と農トレのほうで、それぞれの施設の受付を行っておるわけですが、多目的運動公園の維持管理ということについてでございますけれども、公園内にですね、管理棟を設置する計画でございます。 この管理棟に配置する管理人の数とか業務の範囲、例えば公園全体の利用管理ですね、それから、用具の管理、施設の管理、安全管理また多目的広場や野球場のグラウ

	ンド整備とか散水とか、さらには電気設備、機械設備や遊具等の定期点検とか、消防点検の他にも植栽管理とか、想定される業務内容と費用を試算しながら、維持管理と運営について、現在検討を行っておるところでございますが、先ほど申し上げましたように、パークゴルフ利用用地の確保とか、それと駐車場を多く確保したいというようなことを要因といたしまして、現在、再度コンサルにですね、施設の管理体制についての見直しを、指示をしておるところでございますが、再度再検討を行っておるところでございます。 この件につきましてもですね、早急に結論を出して、ご報告できるように努めたいと思っております。
議 長	川上議員
川上議員	どうか早目にですね、対応をお願いしたいと思います。 これはもう答弁は要らないんですが、先だって区長会のときにですね、三輪地区の区長さんと議員で意見交換会をしたんですが。 駐車場についてはですね、ぜひ大型車が止まるような施設をお願いしたいと。やはり幼稚園等が遊びに行ったとき、マイクロバス等で来るというようなこともありますし、そこら辺の要望もありましたので、ひとつよろしくをお願いしたいと思います。 続きまして、多目的運動公園の周辺整備についてお伺いをしたいと思います。 一昨年の秋に、議会です、この多目的運動公園、それから埋蔵文化財の窯跡、それから焼ノ峠古墳を見て、花立山、いわゆるじょん山に行きました。 焼ノ峠古墳も上まで登って行ったら、一番下にポストがあったんですが、何が入っているやろうかと思いましたが、その説明のためのチラシが入っておったわけですが、全然減ったらんと、たくさん残っておったということで、残念に思ったんですがですね。 それから花立山に登って行きますと、非常に昼前であったんですが、ジョギングされたりですね、そこまで山に登られる方、結構私たち平日だったんですが、多く見て、非常にやっぱり多くの方がここまで来てあるんだなということまで思いました。 その後、花立山を下山してですね、山頂の道しるべを見ながら、山隈の熊野神社まで散策してきたわけですが。 この多目的運動公園が完成すればですね、多くの方がここを利用されますし、また、そうしますと、四三嶋地区は虚空像様祭りも年に2回開催されております。 それから、下高場の梨団地はこの運動公園に変わりますので、筑前町唯一の梨団地があるということでありまして、それから古墳がある、それから花立山があると。散策にはもってこいの場所になるのではないかなということで考えるわけでございます。 やはりこの四三嶋地区なり近隣の、今後の活性化を考えればですね、やはり今後観光農園とか、そのためにも非常に整備が必要になってくるんじゃないかということで考えるわけでございますが、その周辺整備について、どのように考えておられるのか、見解をお伺いいたします。
議 長	企画課長
企画課長	私のほうからお答えさせていただきます。 議員さんおっしゃいましたように、周辺にはたくさん名所旧跡というふうなものが多ございます。こういったものを線で繋ぐような形というのをイメージして、再度検討したらということだと思います。 周辺の豊かな自然環境をとという資源を活用しまして、散歩の延長として、幅広い層に楽しめる散策コース、また、ご自分の体力によりましては、先ほど申しましたように、ジョギングというのもですね、スロージョギングというのも流行っていますので、

	そういったふうな体力に合わせた健康づくりができる仕組みづくりというなのが、考えられると思っております。 多目的運動公園ができて、人の流れが大きく変わるものと思われま。今までなかったような動きであったり、周辺の利用形態というものが、また出てくるかと思っております。 そのようなものを、利用状況等確認しまして、今後、地域の財産であるものを、いかにして活用していくかというもの、そういったものを住民の方と一緒に、また研究していきたいと考えております。 必要であれば、周辺の散策マップであったりですね、道しるべ、案内サイン、また、トイレの整備等も考えられますので、話し合いの中でまた具体的に詰めていきたいと思っております。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	町長も以前ですね、北部、南部のワークショップで担当されておったことは、私も記憶しております。 わたしもやはり、せっかくの運動公園ができればですね、その近隣、非常に今、課長が答弁されましたように、名所旧跡たくさんあります。ぜひご検討をお願いしたいと思っております。 それでは、次の質問に移ります。 行政評価制度の取り組みについて、質問をいたします。 地方分権の進展に伴い、地方自治体の権限と責任は拡大する一方で、財政状況は今後ますます厳しさを増すことが予想されます。 このような財政状況の中、町が多様化、高度化する町民ニーズに応え、住民の満足度を高めるには、より一層の改革が求められており、職員の政策形成能力はますます向上させるとともに、限られた資源、人材、財源をより効果的に活用していくため、マネジメントサイクルを取り入れ、仕事の目的を明確にし、仕事の成果については、評価分析を行い、見直しや改善に繋げて、町民の理解を得られる行財政運営の実現を目指すことが、行政評価制度の取り組みと考えております。 本町も、この行政評価制度に取り組んで4年目を迎えておりますが、取り組みの現状はどうなっているのか、担当課長お伺いいたします。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 行政評価制度の内容については、先ほど議員さんがおっしゃられたとおりでございますけれども。 この限られた財源の中で、多種多様な住民ニーズに沿った、有効かつ効率的な事業展開を行うことが、非常に重要でございます。 事業の必要性や費用対効果などを、事業ごとに評価シートを作成することによりまして、各事業を検証、評価して、併せて既存事業の精査を行い、廃止あるいは見直し、改善、改革に取り組んでおるところでございます。 さらに効果的かつ効率的な行政運営の形成のため、職員一人ひとりが事業の成果、事務効率を意識して業務を行い、また、個々の事務事業を評価し、業務改善をしていく、いわゆるPDCAのマネジメントサイクルを回していく仕組みを確立することを目的にですね、取り組んでいるところでございます。 平成21年から22年度に行政評価制度の構築、導入に向けての調査研究を行いまして、23年度と24年度に試行いたしました。そして、今年度からということで、本格実施ということで、実施をしておるところでございます。 行政評価は、事務事業評価、施策評価、政策評価から分かれますけれども、23年

	度に事務事業の評価、昨年度は事務事業評価と施策評価を行ったところでございます。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	今、課長が言われましたように、事務事業の評価、それから施策評価、それから政策評価ということになるようですが、どこの自治体でも政策評価まではですね、まだしていないというのが現状のようですね。でも、政策評価までは、やはり常に取り組んでおられる。 ただ、今の時点で、もう２２年度からですよ、４年目を迎えて、本年度からというのが、私もちょっと遅すぎるんじゃないかなと。 町長が今回の本会議のときに２期目の所信を表明されましたが、これは、インターネットで調べて、この筑前町の行政評価はどんなホームページを出してあるのかなと思って、ちょっとインターネットで調べましたら、町長の所信表明が出ておりましたので、これを出してきたんですが。 ３つのやはり指標のためには、やはり行財政改革をやらなくちゃならないということを書いてあります。 最後には、行政評価等の導入や職員の定員管理をして、今後乗り切っていきますということまで、この２１年の４月の所信表明に載っておるわけですね。 そして、もちろん２２年度から取り組みはされているんですが、ただ、今までですね、１，０４０万以上の経費がかかっているんですよ。私、事務委託料を調べました。２５年度までの。１，０４０万円以上の金をかけて、そして、今評価に取り組んでいるという中で、まだ本格的には２５年度からというのがですね、私は、少しまだ町長の所信に反映していないんじゃないかと。 もう少し積極的に取り組まなくちゃならないのではないかとということですね、非常に私、考えておるわけです。 今現在、答弁では、今年からということであれば、それを見守っていかなくちゃならないのかなとは思いますがですね、一次評価、二次評価をされたと思うんですが、その経過が非常に長かったと、私は思うんですが、その経過について伺います。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 先ほど申し上げました２１年度から構築、導入に向けての調査によって、実際やり始めたのが２３年度からということで、２３年度に事務事業の評価ということで、これは、それぞれの担当者が持っているそれぞれの事務について、きちんとですね、分析していくということをですね、全事業、全部で合せて８００事業ぐらいありますので、それを１つ１つ自分の持っていることをですね、こういうことをしたら経費が削減になるとか、そういうことを１つ１つしていく作業を２３年度にやったわけですね。 そして、２４年度はですね、この事務事業評価を、当然、その年その年事業は変わってきますので、それもしますし、それプラス施策評価ということで、今度はそれをですね、前年度にやったことを踏まえて、今度は各課の中で、要は管理職も含めてですね。そこが、その事業がどうだったのかということですね、きちんと評価していくというようなことでございます。 そして本年度からですね、これをさらに大局的な視点から見る施策評価ということで、それも取り入れて今年からやっていくということで、今度は町長なり副町長がですね、あるいは教育長なりが、その部分まで全体的に考えて、どうなのかということですね、判断していくような評価をですね、今年からしていくということで、段階的にですね、なっていくものですから、一気にできるというものではございません

	ので、そういうふうな段階を踏まえて、着実にやってきておるようなところでございます。以上でございます。
議 長	川上議員
川上議員	今現在が取り組みの最中ということであれば、もう今から先、聞くのも難しいところもあるわけですが。 やはり最終的にはどんなでしょう。外部評価は考えておられるのでしょうか。
議 長	総務課長
総務課長	お答えいたします。 当然、この外部評価の導入によりまして、そのまちづくりへのですね、住民の参加というものは進むというふうに思われます。 一方で、外部評価で下した評価についてですね、どのように対応するのかというのが、また、1つの課題かと思えます。 その外部評価で下された評価がですね、それが絶対的であるのか、あるいはどの程度までの参考とするのか、というようなことも十分検討をしていくような必要があると思います。 また、例えば利害関係者の参加によってですね、その外部評価への弊害も発生しているような事例もあるというふうに聞き及んでいる状況でございます。 まだまだ制度のですね、今年からようやく実施というような、全体的な実施ということの状況でもございますので、まずはですね、この制度をきちんと確立していくことを中心課題として、やっていこうというふうに考えておるところです。 なお、当然、その外部評価についても、今後の課題として検討をしていきたいというふうに考えておるところでございます。
議 長	川上議員
川上議員	今まではですね、やはり予算を中心に、何に使ったのかというような目線で、視線でですね、捉えていたものが、住民視線から見ればですよ、それによりどんな効果をもたらしたのかと。どれだけ住民サービスが向上したのかということがですね、もちろん重要であり、その取り組みをされておると思います。 これに住民が参加して評価すればですね、そしてまた公表すれば、町民と町のことを理解し、町民も町のことを理解していただきますし、意思の疎通も深まります。そのことが協働のまちづくりというふうなことに、私は繋がるというふうなことで考えております。 ほんとまだ道半ばということでございますが、私は、この行政評価を、今度質問に出したのはですね、実は、1階のケーブルテレビで、実は、ちょうど大刀洗町が事業仕分けをじっと立って見ておりました。そのときに、今の時代に事業仕分けかなと、あれは民主党政権のときのものだなと思いながら見ながらですね、見ながら、じゃあ、うちの行政評価はどうなっているだろうかということですね、それで、インターネットで調べてみようということで、町の現状が何か出ているのかなと調べたところ、何も出てないと。 そうしますと、三輪町辺りはもうすでに出来上がったものがここにあるわけですが、これちょっと説明はいたしません、きれいにですね、ホームページに出されております。 また、1階で見ました大刀洗町の事業仕分けについてもホームページで、事業仕分けを実施しましたということで、やはり取り組みが早くですね、こういうものも、もちろんその前からの取り組みだったかもしれませんが、すぐそういうものが出てきておると。 だから、私は、今申しましたように、もう予算は22年度からですね、これだけの

	当初予算、本年度まで1千万以上の予算をかけて取り組みがされておるのに、なぜこんなにまだ遅いのかなということで質問したわけでございます。 内容につきましては、今、課長から答弁を受けましたので、その分についてはもう理解したつもりなんです、今後ですね、やはり各課と早急ですね、政策まではちょっと、どこの自治体もやっぱり無理なようです。 でも施策まではですね、評価まではやっぱり取り組んでおられるようですから、そこまで早く取り組んでいただきたいということを考えております。 そのときの総務担当課長でございました副町長、この件につきまして、どのような見解をお持ちなのか、お伺いいたします。
議 長	中野副町長
副 町 長	お答えいたします。 当時私も担当しておりました。非常に行政評価、要するに外部評価はですね、これが一番ネックであるというふうに思います。 いろんなところに行って聞きますと、首長さんにしてはですね、こういうのは、やっぱり取りやめてほしいというふうな、生の声も聞きました。 というのが、やっぱり利害関係者があるわけでございます。今までの事業を、要するにやめるのが、大体本来の目的であるというふうなことも聞いておりますので、なかなかやっぱり今までの政策をやめるということもですね、非常に町側としてもですね、困難ではなかろうかというふうに思いますが。 こういう取り組んでおりますのでですね、本来の姿に戻してですね、外部評価も視野に入れながら、今後進めていきたいというふうに思っております。以上です。
議 長	川上議員
川上議員	私もそうではないかなと、職員の方々もそうではないかなと。 やはり新たな仕事と言いますか、やはりこういうことで、上からのこういう仕事に携わりなさいと言っても、今更こういうことをというのがですね、じゃないかなということとは思っておったんです。 ただ、やはりこれを知ったことによってですね、やはり住民の方に公開して、こういうふうな事業に取り組んで、これを精査して、こういうことをしてますよということ言えばですね、やはり町民の方は理解していただくと思います。 ですから、これは、私はやはり必要ではないかなと。 確かに、最後の事業仕分けは、取り組みはということで、今度の質問に出しておったんですが。 これをしながら、またこれに取り組むということは、もちろんこれはできません。ですが、そうすれば、この行政評価、さらなる取り組みをしていただいて、そして、それを住民の方々に知らしめるということで、はっきりした町の考え方が出てくると思いますので、まだ道半ばと思いますが、ぜひ頑張ってくださいまして、より良い評価をですね、住民の方にお知らせをお願いしたいと思います。 これで、私の質問を終わります。
議 長	これにて、6番 川上康男議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで、休憩をいたします。 11時15分より、再開いたします。 (11: 8)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (11:15)

議 長	10番 梅田美代子議員
梅田議員	まず、田頭町長に2期目のご当選、無投票ではございましたけれども、お祝いを申し上げます。より良い町政運営に、田頭町長のリーダーシップに大いに期待するところでございます。 私も町民の付託を受けました議員として、町民の視点から、また、議会のチェック機能としての役割から、あくまでも是々非々で緊張感を持って町長と向き合い、そしてより良いまちづくりにともに取り組んで行きたいと考えております。よろしく願いいたします。 それでは、早速質問に入ります。 公用車について、でございます。まず入札についてです。 現在、本町では、購入車43台、リース車24台を公用車として利用されていると伺っております。 購入車の入札、どういう手順で行われているのか、お尋ねします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 まず、入札にかける場合でございますけれども、これにつきましては、地方自治法施行令の中で、一定の金額が物品等によって、あるいは財産等によって金額が定められております。 公用車につきましては、市町村の場合は、80万円以上の価格については、入札という形を取らざるを得ない。要するに随意契約ができないというふうな形になっております。特殊なものは別といたしまして、そういう形になっております。 そういったことで、入札にかける場合には、担当課のほうで予め、そういった車種、そういったものを選定をして、町の指名委員会で業者の選定を行う。そして入札をしていくという形を取っております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	簡単に説明をしていただきました。 ところで、入札の場合ですね、指名業者は、指定されたメーカー車の公用車購入内訳明細書に基づき、見積書を添えて入札に参加するというふうに聞いておりますけれども。 これが、どこのメーカーも同じようなタイプの車種は、当然製造していると思いますが、メーカーをわざわざ指定して、この車で入札をお願いしますというふうな状況だと聞いております。 果たしてメーカー指定しなければいけないのか、他のメーカー車を取り扱う業者もメーカー指定をしなければ参入ができて、もっと安く価格を提示できる可能性も、当然これは考えられると思います。 公用車の装備というのは、それほど贅沢な装備を求めるものではないと思いますし、同様の車種でありますと、メーカー指定をわざわざしなくても、必要最小限の装備というのは、これは付いているといふふうに考えられます。 特定車両は別といたしまして、一般車両、特に軽自動車は公用車の場合多いですが、わざわざメーカー指定をする必要があるのか、何を根拠として、それをされているのか、このメーカー指定を外す考えはないのか、伺います。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 確かにですね、今、議員言われますように、メーカー指定をなぜするのかということでございます。 基本的には、やっぱり公用車ですから、そんなにグレードの高いものを導入はして

	いないというふうに思っています。 ただ、同じ排気量、軽、660cc、グレードの低いものと言いましても、やっぱりメーカーによっては、価格がですね、やっぱり開きがあるようでございます。 それについては、こういった部分が違うのかはですね、そこまでは比較いたしておりませんが、なかなか同じ価格相当で、一応比較書は作っておりますけれども、やっぱりメーカーの差があるというのは事実のようでございますので、その車種がですね、でき得れば一定の、特定のと言いますか、車種でですね、今現在はしているという状態でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	メーカーによって、それは、例えば、エンジン部分がこのメーカーは優秀であるとか、いろいろ言われている部分はあると思いますけれども。 今、課長が答弁されたので、そういった事情であればですね、じゃあ、すべての町の公用車というのは、軽トラだったらこのメーカーでいい、軽自動車、乗用であればこのメーカーでいいというふうなことに決まってしまうんじゃないかなというふうから考えますので、ぜひ、これはですね、再度検討をしていただく必要があるのではないかと思いますので、しっかりとこの件受け止めて、今後検討課題と言いますか、研究をしていただきたいことを申し上げます。 次に、この入札用の内訳明細書なんですけれども、私も資料を、ある方から頂いたんですけれども。 No.1からNo.20まで項目があります。9番から12番というのは、特に税金関係の項目になっておりますが、このことでですね、入札時の計算を複雑にしているというふうに聞いております。 105分の5かけで算出して、総合計にまた5%消費税をかけるやり方とかですね、あるようでございますので、消費税が必要な車両本体の上に消費税をかけた額、それと税金を合計した額、そういう様式にすれば、もっとすっきりした計算ができるのではないかなというふうに考えるんですが、その点、見解をお伺いいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 価格には消費税が課税されるもの、それから課税されないもの。 されないものは重量税とか自賠責保険料、それから自動車税、それから取得税、こういったものは非課税になっておりますから、消費税は課税されません。 当然、公用車ですから、取得税とか自動車税はですね、非課税になりますけれども、重量税とそれから自賠責保険料、これは公用車といえども負担が出てきます。 これについて、本町におきましては、消費税が5%添加されておりますので、1.05で割り戻して、消費税を除いて入札にかけていただいておりますけれども。 この非課税の重量税、それから自賠責保険料、これも1.05で割り戻して、入札をしておるという状態でございます。 これは本来100%、そのままですね、1.05割り戻す必要はない状態でございますので、よその状態を聞きましたら、もう非課税のものは非課税のものとして、一応見積もってしていただく。課税のものは1.5%消費税を課税したところで見積もっていただいて入札をしていただいておりますところもあるようでございます。 また、本体のみだけの入札をしておる自治体もあるようでございますので、それについては、どういう方法がいいのか、ちょっと研究をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	他の自治体も調査していただきまして、ありがとうございます。

	速やかな改善ができますようにですね、今後期待したいと思いますので、よろしく研究検討、そして改善をしていただきたいと思います。 それと先ほど、80万以上という答えが、入札時の金額としてありましたけれども、落札した場合にですね、契約保証金1割が必要となっているようでございます。 当然、建設とか土木事業等においては、多額の予算措置でございますので、契約金というのは当然必要だと思いますが、車を納車後でないと役場からというのは、支払はしてもらえないわけですので、そういう契約金が果たして必要なのかというふうなことも考えられます。 当然、消防自動車とか大型車とか高級車とかいうのはですね、必要というふうに、私自身も考えますが、軽自動車において契約保証金が、果たしてどうなのかなと、わざわざ取る必要があるのか。 事業者はですね、納車に至るまでに、やっぱり税金も払わないといけませんし、いろんな保険料等も必要になって、やはりそれのお金も準備しないといけないわけですので、この点の手続きと言いますか、改善ができないのかなというふうに思いますが、その点はどのようになって、こういうふうなものが発生しているのか、お尋ねをいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 契約保証金につきましては、この物品の購入だけでなく、工事等も、先ほど言われましたように、契約のうちに契約額の10%以上を、一応契約保証金として負担をしていただいております。 この根拠はですね、地方自治法法令の中にですね、普通公共団体については、この公共団体と契約するものとのですね、契約については、契約額の10%、これを決めております。 これは、普通公共団体の規則で定めなさいと、率と額、いずれかを定めなさいというようなことで、施行令の中で決めてあります。 それに基づいて、町では財務規則というのがございます。その中で契約保証金については、10%というふうにしております。額ではなくて率で10%という形でですね、決めさせていただいておりますので、今のところこの政令等の見直しがあれば、この部分の訂正、修正なり、改正なりができると思います。 また、この10%というものについてはですね、町で決めておる率でございますので、額によっていくらか検討する余地はあるのかなというふうには思っております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	町で検討ができるものであればですね、ぜひ検討していただきたいと思いますけれども、購入先の業者の方に対しましても、こういう自治法で定められていることを、やっぱり丁寧にですね、説明する必要もあるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。 それと昨日、みなみの里の車両の購入ですが、保冷車も購入されていますし、そしてまた、今度ワゴンタイプの車も購入するというふうに説明があってございました。 これは、社長は町長であるわけですが、みなみの里のこういう購入車というのは、どのように契約等は行われているのか、お尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 私は、社長の立場では今日は出席しておりませんので、あくまで町長でございます。

	会社のほうにですね、そのいきさつ等については、調査をさせます。 私もちょっと、よく存じておりませんので、調査をさせまして、報告をさせていただきます。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	今、町長がちょっと社長の立場でお話されましたが。 町の、いわゆる今、財政課長が説明しましたような形では取っておりません。 みなみの里はあくまでも会社組織ということでございますので、独自に見積りをして、独自に入札をして、車の購入を行っている状況でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	会社組織であるみなみの里といえどもですね、町が出資をしておりますし、町内業者の方が潤うような、やっぱり車の購入の仕方を、ぜひお願いしたいと思います。 次に、公用車リース契約について、でございます。 24台のリースを利用されております。事業によってはですね、国、県からの補助金を使って車の購入が認められていないために、使用料として認められる、そういう条件であるということで、リース契約がされているというふうに聞いております。それは理解をいたします。 しかしながら、67台というリース契約に、24台すべてがそのような理由で、リース契約がなされているものなのか、リース契約台数が果たして妥当な台数なのか、ちょっと疑問に思っております。 一概に比較はできないと思いますが、私が伺いました筑前町より規模の大きい自治体では、公用車台数は、筑前町の2倍あるにもかかわらず、リースは本当に特定の課のみでですね、もう2桁に至っていない状況です。 素人考えではありますが、長いスパンで捉えたときに、どう考えてもリース契約よりも購入して利用したほうがですね、安く上がるんじゃないかなというふうに考えます。 管理をする行政側からすればですね、リースして任せておきますっていうことで、いいかもしれませんけれども、割高になるんじゃないかなというふうに思います。 予算というのは、やはり大事に使うべきものでありますので、やはりこの費用対効果を十分調査されたのかなというふうにも考えます。 なるべくならやはり購入車としてやっていくべきじゃないかと思いますが、見解をお伺いいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 リース車につきましてはですね、すべてが、リース会社がある程度の車検から、通常の整備から、そういった整備業者、日程等の調整までして、非常に事務的には助かる部分もございます。 それから、リース車の台数の問題が今出ましたけど、やはり本町はですね、この24台、全車両、これは消防車あるいはマイクロバスも含めてですが、その中の比率としては35、6%でございます。 近隣の調査、全部はしておりませんけれども、大体10%ぐらいか一桁台というのが実態のようでございます。2カ年ほど前に調べた状況によりますと、そういった状況にもあったようでございます。 それで、1つにはですね、やはり議員が言われますように、事業でリースあたりしか対象にならないような場合にはですね、これはもう仕方がないというふうに思っておりますし、また、地元のですね、自動車販売あるいは整備業組合さんのほうからも、できるだけ地場を使っていたきたいという要望も、再三文書でですね、来ておりま

	す。そういったこともありまして、地場産業育成のためにも、できるだけリースよりも購入と。 ただし、やっぱり購入になりますと、5年で支払いができるものが、1年で70万、80万、100万という金額でありますけれども、また、毎年あるわけではございません。一時的に支払いは当然出てまいります。 そういったこともありますけれども、やはり先ほど申し上げましたようにですね、購入という形のほうを、今後は進めていきたいと思っております。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	前向きな回答でありがたく思います。 地場産業、地場事業者の育成にもかかってくることでありますので、しっかりとよろしく願いいたします。 5年契約のリース車の場合ですね、本当に走行距離が果たしてどの程度走ってらっしゃるのかなと思います。最近の車の性能というのは、たいへんよくてよくできておりますので、10年使っても故障というのはあんまり発生しないわけであります。 これもある自治体のことなんですが、どうしてもやっぱりリース車で対応しないとならない場合がございます。そういった場合、じゃあ5年経過したら、それを安く買い取るということを行っている自治体もあることを聞いておりますので、このリース契約終了後の車両購入について、研究はなさっているのか、回答を求めます。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 通常、リース契約につきましては、5カ年、60月の契約という形を取っております。それが満了しました折には、満了前にですね、リース会社のほうから満了を迎えるということで、どうされるかということに来ておりますけれども。基本的には再リースという方式でですね、ただ、再リースの場合5年ということではなくて、1年物、2年物あるようでございます。そういった形で、6年目になりますと、5年間の満了が終了して再リースになりますと、若干リース料金は下がってくると。しかし、ある程度下がりますが、今度は長くなってくると上がってくる。要するに古くなれば整備料がかさむというようなこともあるようでございます。 そういったことからですね、買い取りという話もありましたけれども、本町が利用しておりますリース会社についてはですね、再リースかリース契約解除、この2つしかない。だから、買い取りをするならば、そういった買い取りをする業者をまた見出して、そことの折衝、どういう中身なのかということですね、金額面も含めて協議していかなくちゃならないような状況になっておるようでございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	リース契約する場合、リース先との契約条項と言いますか、内容にもよると思いますので、今、契約先というのは、そういう内容では契約されていないということのようですので、やはり今後リース契約をされる場合ですね、その買い取りがどうなのかというところも含めた内容のリース契約ということは、研究する余地があるのではないかというふうに考えますので、しっかりこれも研究検討していただきたいと思います。 リース契約車というのは、車検を含めてオールメンテナンスというふうになっているようでございますが、筑前町公用車整備登録制度というのがありまして、15業者がそこに登録をされているというふうに聞いておりますが、このリース車のメンテナンス等におきましてもですね、なるべくなら地元業者が参入できるように、この件も含めてですね、対応をよろしく願いしたいと思います。

	次に、リース契約車以外の点検・整備について、ということで質問いたします。 ほとんどのリース車というのは、車検以外に6カ月点検とか12カ月点検とかというのが込みになっていると思いますが、町において軽自動車から大型車、消防車、福祉バス、マイクロバス等購入をされているわけですが、このこういった、大型車になったら3カ月点検とかいうのが発生すると思いますが、この3カ月、6カ月、12カ月点検というのは、すべての車両で確実に行われてきたものなのか、お尋ねいたします。
議 長	財政課長
財政課長	お答えいたします。 先ほどの質問の、その前の質問の中でですね、リースのメンテ業者ですね、これについてはですね、リース会社も配慮していただいておりますが、町内の事業者、そういったところにですね、出すようにということで指示はあっておりますので、町内の業者さんには出しておるのが実態でございます。 それでは、本来の質問のほうのお答えを申し上げたいと思います。 法定点検につきましてはですね、一連のものについては半年、それからマイクロバス等については3カ月ごとに点検するようというふうな形での、道路運送車両法という法律の中で、一応規定をされております。 本町もこれについてはですね、本来はしなければなりませんけれども、実態としましては、これの点検は実施をしていないというのが実情でございます。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	以前整備組合から出された要望書への回答、これは平成22年11月、今後検討し指導していきたいという回答の内容だったと思いますが、今この件が実現されていないことは甚だ残念だなと思います。 それと3月15日付の日刊自動車新聞によりますと、国土交通省が来年度からですね、車検証に新たに記載する項目といたしまして、点検整備の実施方法、また、条例に基づく定期点検履歴、道路運送車両法に基づく同履歴などを盛り込む方針であるということが掲載されております。 基本的には筑前町公用車整備登録制度があって、15業者に整備等を任されていますので、間違いはないとは思いますが、やはり公用車というのは、本当により以上の安全・安心が求められていると思いますので、安全な走行のためにはですね、やはり確実な3カ月、6カ月、12カ月点検、また整備をお願いしたいと思いますので、しっかりこの件課長、受け止めて実現していただきたいと思います。 次に、住民健康維持のための施策について、でございます。 胃がん検診にピロリ菌検査の導入をということで、質問をさせていただきます。 この件につきまして、2011年、9月議会で質問いたしましたので、再度の質問となります。 以前も申し上げましたとおり、日本では毎年約12万人が胃がんと診断され、約5万人が亡くなれると言われております。 がんによる死亡は、肺がんに次いで2位でございます。ピロリ菌除去に関しましては、胃潰瘍や十二指腸潰瘍などの病気に限って保険適用がこれまでされておりました。それ以外は保険適用じゃなかったんですが、2月21日から保険適用ということになっておりまして、以前の質問の通りに健康課長が保険診療が認められていないから、ピロリ菌が確認されたとしても、病院に行ってくださいという指導ができないから、ピロリ菌検査は導入できないんだという回答でございました。 ピロリ菌検査というのは、便検査とか呼気検査、血液検査で可能なわけでありまし

	て、若い方は今、日本人は少なくなっているんですが、50歳以上の約45%がピロリ菌に感染していると言われております。 筑前町も上下水道完備しつつありますので、若い方は本当に激減しているということでもあります。 そのときに合せてですね、胃の粘膜委縮を血液で調べることができるペプシノゲン検査についても質問をしておりました。これも特定健診の血液検査の中で実施ができるわけなんです、このペプシノゲン検査は胃の健康度を調べるリスク分類による効果的な検診なわけなんです、ABC検診、もう課長はご存じだと思いますが、胃がんA群、またB群、C群とあって、A群は胃がんにならない確率が高いから内視鏡検査は不要である。B群は3年に1度の内視鏡検査でいい、C群は2年に1度の内視鏡検査でいいというふうなことで、検討してくださいというふうなお願いをしていたと思います。 今回ピロリ菌除菌が保険適用になったわけですので、このペプシノゲン検査による胃の健康度に応じたABCリスクの分類後の、この対応というのが可能になったわけなんです。 だから、保険適用になったということは、この胃がん検診にピロリ菌検査を導入して、胃がん撲滅を目指したABCリスク分類による総合的な対策と言いますか、それが講じることができる時期が到来したと、私は考えております。 そういうふうな総合的な分野で考えていただいてですね、ピロリ菌検査、ぜひやっていただきたいと思いますが。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 確かに、以前一般質問の中で、ピロリ菌の除菌というのが保険適用になっていないということで、お答えしておりました。 ただ、言われますように、本年の2月21日に一部緩和がされております。 ただ、私どもが受けています内容ではですね、内視鏡検査によって胃炎が確認された場合にのみ除菌が可能とうことで、ペプシノゲンでありましたり、ピロリ菌の呼吸検査であましたりしましても、病院じゃ内視鏡の胃炎が発見されない限りは、その除菌が保険適用にならないということでございます。 状況的には、そのときとあまり変わってないのではないかなというふうに思っております。 50代、60代とかの会社になりますと、検診会社などの話によりますと、検診受診者のですね、6割から7割が陽性者になるというようなことを言われております。 病院の内視鏡検査がですね、もうそういう状況になってきますと、6割、7割の方が病院にかかられて内視鏡検査を受けられますとですね、そちらのほうで混乱するというような状況もあるとうことで、聞いているようなところでございます。 6割、7割の方が陽性というようなことの中でですね、その方を検査するということが、果たして検査として適当であるかというようなことも思います。 6割、7割の方が保菌者であるということでもありますね、やはり保菌をしているということでの意識を持っていただくことのほうがですね、意味があるのではないかなというふうに思っております。 先ほども言いましたけれども、見つけ出してもですね、保険の治療ができない状況、いろんな状況を判断いたしますとですね、今の時点ではちょっと難しいのではないかなと思っている次第でございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	だからこそですね、このピロリ菌検査をして、ピロリ菌に感染された方にペプシノ

	ゲン検査もやって、そしてA、B、Cであるわけですので、Cの方というのは、やはり一度きちっと病院で再検査されてみたらどうですか、というふうな助言なりはできるんじゃないかなというふうに考えるわけです。 このピロリ菌が胃がんの原因であるということは、これはWHOもはっきり認めて、国のほうも今回認めたわけでありますので、対象者をですね、今言ったように、高齢の方が主に感染されていますので、50歳以上とかにすれば、経費も少なくて済むんじゃないかなと思いますし、バリウム検査というのはなかなか体への負担も感じるわけであります。 そういったことで、やはり早期発見、早期治療ということが、何よりも医療費削減の意味から、費用対効果が大きいわけです。 このピロリ菌検査と、さっき言いましたペプシノゲン検査によりましてABCリスク、これはですね、すべての人が毎年受ける必要はないわけですので、検診料も削減になるということは、前回も私、申し上げたと思います。 ここでいろいろやり取りをしても、返ってくる回答は同じだろうと思いますが、十分ですね、やっぱり町民の健康を守るために、研究をしていただきたいし、前向きな検討をぜひやっていただきたいと思います。 次に、風しんワクチン接種への公費助成でございます。 昨日の西日本新聞に、大きく一面に載っておりますので、皆さんご覧になったと思います。本当にもう全国で1万人を超える人たち風しんに罹っているということで、これまでにない風疹の流行がたいへん懸念されております。 妊婦が感染いたしますと、心臓、目、耳に障害を持つ子どもが生まれる恐れがあるといわれております。先天性風しん症候群になることが危ぶまれております。 妊婦さん、そしてこれから子どもをもうけたいと願っている夫婦にとって、心配、不安は計り知れないものがあると思いますし、せっかく子どもを授かった母親の立場からしますと、子どもには、健康に生まれてきてほしい、これはひたすら親の願いであります。 町長の所信表明の中にですね、子どもが輝くまちづくり、子どもたちの笑顔は町の大切な宝です。その子どもたちを健やかに育てることは私たち大人の責務であり、それはすなわち町が果たすべき大きな役割でありますと、本当に力強い所信表明を述べておられます。 県内におきましても、子どもを持ちたい人の不安を速やかに解消することが大事であるということで、公費助成を早速実施している自治体がございます。また、町民も公費助成を待っておられる方が多くおられます。ぜひとも、この要望にですね、町長、応えていただきたいと思っております。町長のご英断をお願いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	町長にということでもありますけれども、状況等についてご説明申し上げておきたいと思います。 言われていますように、市町村で公費助成を決めました福岡県の中ではですね、3市町村が公費助成を決めております。51市町村につきましては、予定なしということでの調査があっているようでございますけれども。 確かにマスコミでですね、非常に風しんが騒がれておりますけれども、この北筑後管内と申しますかですね、その方面には騒がれているような状況が発生していないというのが現状でございます。 また、年齢的にいきますとですね、30代、40代の男性が多くなっているんですけれども、過去の予防接種はですね、32歳から49歳までの、現在ですね、女性については、中学時代に集団接種が行われております。 重なる年代もございますけれども、34歳以下についてはですね、男女ともいろん

	な接種方法で接種がっております。そういう状況がありますので、今改めて補助をすることになるのかということは思っております。 また、今現在ですね、ワクチンの不足が言われております。抗体検査をしてない方にはワクチンを打たないでくださいというような、厚生省からの通知も来ているような状況でございます。 感染症につきましては、毎週患者数が発表されているわけでございますけれども、これは1月から何週、何週ということしていくわけですが、23週、24週目、24週目というのは6月19日になりますけれども、ピーク時にはですね、全国で850人ほどの患者さんがおられました。週にですね。 ところが、ここ2週にはですね、620、550と、若干下がって来ているというのが現状でございます。 このまま落ち着いてくれればということで願っているところでございますけれども、ただ、そういう状況でありましても、やはり先天性風しん症候群は怖い病気でもございますので、妊婦の、結婚された方とかですね、そういう方には注意喚起を行っているところでございます。 妊婦の方にはですね、妊婦検診の中で抗体検査がございますので、もう一度お子さんが生まれた方についてはですね、抗体検査が行われておると思いますので、婚姻者に限って、そういうチラシとかですね、カウンターのところにも置いておりますけれども、注意喚起を行っているところでございます。以上です。
議 長	梅田議員
梅田議員	今、^{るる}縷々説明を受けましたけれども、残念な回答と言いますか、その羅列じゃなかったかなというふうに思っております。 地元で発生していない、騒がれていない。それは、昨日の新聞を見てもですね、鹿児島とか北九州とか、そっちのほうが多く発生しているというような状況で、関西のほうが多く発生しているとも言われておりますけど。 しかしながらですね、だからこそ今、事前にきちっとした対応を取るべきじゃないかなというふうに考えるわけです。 これは、うちの息子も自前でやってきましたが、1万円かかったそうです。やはりですね、もう本当に、これはこのまま終息してくれば、私もそれを願うところですが、万が一そういうふうに風疹によって、障害を負うような子どもさんが誕生することになれば、これはもう子どもさんだけではなく、家族も本当に長い人生を苦勞されることになります。これは、やっぱり唯一予防接種をすることによって防ぐことが、対策が講じることができるわけです。 そういったことでですね、予備費を使ってでも早急な対応をしていただきたいなと思います。年齢制限というのはいろいろ、ある程度枠内の方たちということで設けていただいていると思うんですが、やっぱりタイミングを失しないということが大事だと思います。 町長、ご答弁いただけませんでしたでしたが、お考えをお伺いいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 この件につきましては、私も健康課のほうにですね、どういった方法が本町にとって一番適切であるのか、指示をしたところでございます。 先ほど課長のほうが説明いたしまして、本町においては今までの取り組み、それから状況等々を考えて、本来国の政策であることも踏まえて、状況をもう少し見守った方がいいだろうと。そして万が一これが進行するようなことがあれば、ぜひ私は予備費でも使ってですね、状況に対応したいと考えております。以上でございます。

削除申出

議 長	梅田議員
梅田議員	タイミングを見失わないように、ぜひお願いいたします。 次に移ります。健康体操の取り組みについてであります。 高齢化が進展する中で、健康に対する認識も高まって来ておりまして、それぞれの立場で自助努力をなさっている方、多くいらっしゃると思います。散歩をしている方もいらっしゃると思います。日常的に。 中にはですね、ゲートボール、グランドゴルフ、パークゴルフ、野球、ソフト、そういった勝敗を伴うようなスポーツをされている方もおられます。 しかしながら、この勝敗を伴うようなスポーツ、競争を伴うスポーツというのは、苦手な方もたくさんいらっしゃるわけなんです。 そういったことで、やってみたいと思うけど、「いまいちどうも」というような、敬遠される方、結構住民の方、多いと思います。 そういったことで、誰でもが、運動が苦手な人でもですね、そこに行けば体操して、健康を促進することができるという、この体制づくりというのは本当に大事ではないかなと思います。 10分間に満たないあのラジオ体操でもですね、きちっとすればたいへん身体の機能維持に効果があるというふうに聞いております。 町長も日頃から剣道をされておりまして、朝練とかも行かれているというふうに聞いておりますが、この健康体操への全町的な取り組みとして、ぜひ速やかに推進をしていただきたいと思っておりますが、町長のお考えをお伺いいたします。
議 長	健康課長
健康課長	まず、健康体操につきましてですね、健康ということでございますので、健康課の立場からお答えしたいと思いますけれども。 今現在、健康課ではですね、健康地区推進モデル事業ということで、これは、区とかですね、各地区を中心とした事業として行っております。 特に、南部コミュニティなどはですね、事務局もおられますので、かなり健康体操というかですね、そういうのが盛んに行われております。 今現在ですね、6地区で自主的に行われておりますけれども、25年度、今度の補正で3地区ほどのですね、補正をさせていただいておりますけれども、健康課としましては、以前にアンケート調査をしましたソーシャルキャピタルの考え方を基本に、やはり区を中心としてやっていただきたいというようなことで、募集をしているところです。 区長会で全区にはお願いをしているところでございますけれども、なかなか増えて来ないというのが現状でございます。 また、運動のインストラクターにお願いしましてですね、健康講座とか、そういうおりにはですね、ちょっとデモンストレーションをしてもらったりとかですね、やっておりますけれども、なかなか増えない状況もございます。 これにつきましては、どんどん推進を図っていきたいということで考えておりますのでですね、もしご希望があれば申し出いただきたいというふうに考えておるところでございます。 サークル活動とかですね、いろんなところで行われておりますけれども、区の中でサークルとしてやっていただく分には、別に問題ございませんのでですね。 ただ、町全体の中でサークルというのは、健康課としてはあくまで地区中心の考え方で、ソーシャルキャピタルの中でやっていくというような考え方でいっておりますので、そういうことで進めているところでございます。以上です。
議 長	梅田議員

梅田議員	区を中心に、確かにいいことだと思います。 しかしながら、健康づくり推進モデル事業、補正でも上がっておりますけれども、ここに区が手を挙げていただかないとですね、その区民の方というのは、自分でどこかに行って、健康体操に参加しない限りにはできないわけです。 ということは、各行政区の取り組みによって、大きなアンバランスを生じます。やっぱりアンバランスということは、同じ筑前町の町民でありながら不公平を伴うのではないかというふうに思います。 それで、少年大使館におきましては、本当に積極的な取り組みが行われておりまして、毎週土曜日、月に3、4回、1カ月の負担金は1千円ということで行われております。 行われているところはいいんですが、行われていないところの町民の健康づくりを、じゃあどうするのかと。ただお願いしただけではですね、これは何も前に進まないし、先ほど言いました、同じ住民でありながら不公平感が伴うんじゃないかと思っています。 それで、やはりある程度そったく基金を使って、やってはありますけれども、もう少しですね、大きい視点に立って、予算をきちっと使ってですね、もう町全体としての取り組みをしてもいいんじゃないかなと思います。 多目的運動公園が整備中であります。あそこは屋外のスポーツの施設になると思います。運動公園としてですね。 そこに行ってどんどん利活用、多くの住民がしてくださることを期待いたします。もう多額予算を使ってするわけですので。 先ほどの川上議員の質問の中に、急ぎょ浮上してきました9ホールのパークゴルフ、これは、筑前町にですね、何人の、パークゴルフをやっている町民の方がいらっしゃるのか。そして増額するための予算がどうなって、どのくらい組まれるのか、その点をちょっとお尋ねいたします。
議 長	生涯学習課長
生涯学習課長	私のほうからパークゴルフに関する情報について、お答えをいたしたいと思います。 現在、体育協会に会員数として59名の方がおられます。町としても町民パークゴルフ大会を5月に行いました。参加者も53名というふうな形で参加をいただいている状況でございます。以上でございます。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 基本設計からですね、実施設計に移る中で、いろいろ川上議員のご質問にお答えしながら、一部見直しを行っておるということで、その中にパークゴルフも含んでおりますけれども、それを合わせましてですね、今精査中でございますので、全体の中で事業費の見直しを行っていききたいと、そういうふうに考えております。
議 長	梅田議員
梅田議員	59名ということです。それで予算はまだ提示できないということなんですが、約10億のトータル的な予算規模と聞いております。 ここにそれだけの予算を投入して運動公園、これは、皆様の合意でございますので、本当に十分な利活用をしていただくことを希望いたしますが。 それだけの予算を使って、これは屋外なんです。健康体操というのは屋外でも、天気が良ければ屋外で、そうでなければ室内でもできるわけです。多くの方が参加できると思います。 本当に先ほど言いました、運動が苦手な人、運動しないといけないと分かっている

	けど、運動が苦手な人とかいらっしやいます。そこに行けばまた、コミュニケーションも図れまして絆も生まれると思います。 そういったことですね、これだけの、かたや多くの予算をつぎ込んでやってあるわけです。これは、やはり健康維持も大きな目的だと思うんですけども。 そういったことで考えるなら、この健康体操を町の一貫した取り組みとしてですね、町長、やっぱりこれはどんどん高齢化が進んで行くわけですのでですね、みんなが参加できるものとして、ぜひきちっとした計画を立ててやっていただくべきじゃないかなというふうに、私は考えます。 中国は、毎朝、行ったら、太極拳があちらこちらであっていますし、極端な提案をしますけど、毎日1回防災無線でラジオ体操をかけてですね、町民一斉に体操をするとか、また新たな町民体操を作ってもいいと思いますし、そして週1回、めくば一る、コスモス、トレセンとか三輪小学校体育館とか、あそこに行けばみんな体操ができますよというふうなですね、そういうふうな取り組みもできると思いますし、もう1つボランティアを育成して、インストラクターをボランティアでやってもらうとか、そういうこともできるんじゃないかと思いますので、やはり大きい町ですね、スタンスとしての取り組みが、これはぜひやっていただきたい、必要じゃないかなと考えるんですが、町長の答弁を求めます。
議 長 町 長	田頭町長 お答えいたします。 基本的に私も賛成でございます。 NHKのラジオ体操の起こりはですね、簡易保険とセットであったそうでございます。そういったことからすると、今、うちのほうの国保会計、医療費を考えた場合には、体操とセットで、こういった取り組みも推進していくというのは、非常に有効ではなからうかと思うところでございます。 今申されますように、朝等々にですね、散策、散歩される方も非常に多ございます。要所要所で、例えばみなみの里で、例えば学校で、例えば公園で、それぞれラジオ体操の音楽が流れれば、そこに人が多く集まってくるのではなからうかと。 私も出張の折には、よく城まわりをするんですけども、お城ではよく音楽が鳴っているのを見て、なるほどなと思うところもございます。 今言われました意見を参考にしながらですね、ぜひ健康づくりの一環として体操を検討していきたいと思います。以上でございます。
議 長	梅田議員
梅田議員	町の施策として、今後取り組みを期待いたします。 これで終わります。
議 長	これにて、10番 梅田美代子議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 午後1時より再開いたします。 (12:10)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (13:00)
議 長	一般質問に入る前に、午前中の一般質問で、10番 梅田美代子議員が一般質問の内容についての申し出がありますので、自席にてお願いします。 梅田美代子議員
梅田議員	午前中の私の一般質問の中、風しんワクチン接種者への公費助成の質問の中におき

	まして、不適切な表現がありましたので、その箇所を削除させていただきたいと思 います。
議 長	それでは、一般質問を続けます。 13番 河内直子議員
河内議員	通告に従い、順次質問をさせていただきます。 今回は大きく2点、子どもたちの安心・安全を守る取り組みについてと、命と暮らしを守る取り組みについて、お尋ねをします。 子どもたちの安心・安全を守る取り組みについて、2点お尋ねします。 まず、PM2.5に対する対応は万全か、ということでお尋ねをします。 PM2.5については、昨日久保議員のほうからも若干質問があつていますので、重ならないようお尋ねしたいと思います。 PM2.5の環境基準を達成するためには、大気1m³当たりの濃度の年間平均値が15マイクログラム以下で、さらに1日平均値がほとんどの日で35マイクログラム以下になる必要があるわけですが、5月16日付西日本新聞の報道によりますと、微小粒子状物質PM2.5の大気中濃度の環境基準を達成できなかった観測地点が、2011年度で全国の7割に上ったことが、15日環境省の最新の集計で分かった。集計では主に、全国の住宅地に設置されている一般局105局のうち、達成したのは29局、27.6%、道路沿いにある自配局では、51局中15局、29.4%だったとありました。 そこでお尋ねしますが、近隣の大宰府、小郡、日田にある観測地点では、2011年度のPM2.5の観測基準は達成できていたのか、お尋ねをいたします。
議 長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 まず最初に、ご質問のPM2.5の環境基準は達成できたのかということでございますけれども、この点につきましては、まず2011年、平成21年9月でございますけれども、こちらのほうが、大気環境監視テレメーターシステムで観測している物質には、環境基本法に基づき人の健康を保護する上で、維持することが望ましい基準として環境基準が定められております。 これを受けて、先ほど議員が申されました、全国各地にそのテレメーターが付いているということで、測定し続けておりましたけれども、先ほど言われた小郡、太宰府、日田につきましては、その当時、2011年につきましては、数値というか測量する機械がないと、設置されていないということで、福岡県内では北九州市と福岡市に4カ所、それから大牟田市のほうに1カ所あるということで、こちらのほう、当初から独立行政法人の国立環境研究所が、この最新のデータを集約して、解析して、一応データとして整理していく流れになると。 当然、今問題になっているのは、今から先何らかの行事をしようとするときですから、あくまでも未来の話で予測になってしまうと。 こちらのほうは過去のデータを集積して、解析していくデータになるということで、最新では、その小郡、太宰府それから日田につきましては、ございませんけれども、今、議員がご質問された小郡それから太宰府、日田につきましては、今年の2月から観測機を設置して測定を開始しておるということで、それから先の、今までの結果のデータはあるということで、ただ見れるのは、過去2カ月分までということで、自動的に古いやつは消えていくと。 それをすべて集約するのが、今から先作業が入ってくるということの流れになるようでございます。 したがって、環境基準のほうは日平均、月平均値、それから年平均値、そ

	ったものですが、何らかの、今から行動を起こそうという場合は、どうしても未来の予測になってしまうということで、国のほうが2月27日ですかね、今年の2月27日に暫定的な指針を決めて、今年の3月1日付で環境省が提示をしたという流れになっております。 その中で、今年の2月5日にもうすでに福岡県では、該当ホームページについては、もう事前に福岡県内10カ所、その中には小郡と太宰府が入っております。それに北九州が独自で5カ所、福岡市が独自で8カ所、大牟田市2カ所と久留米市が1カ所の県内には26カ所の観測局があるということで、当然、今から先、そのデータが蓄積されていくのではないかと。 そして、この国の指針、こちらのほうが当然、注意喚起の目安ということで、1日平均で70マイクログラムを超えることが予想される場合ということで、あくまでも予想ですので、どうやって出すのかと言いますと、午前5時から7時のPM2.5の平均濃度が複数の地点で1㎡当たり85マイクログラムを上回った場合に、この注意喚起を行うという流れになると思いますけれども。 先ほど福岡市のほうの、西日本新聞ですか、新聞のほうに載っていた記事の部分が、5月18日ですかね、こちらの福岡市教育委員会が17日、健康被害が予想される微小粒子状の物質PM2.5の1日平均濃度が140マイクログラムを超えると予測された場合に、運動会を中止する独自の基準を設けたという新聞記事になっておるということで、従いまして、これは、1日平均ですので、事前に勧告を出す場合というのは、もうその日の朝早く5時から7時の平均濃度で注意喚起をするかしないかと、そのような流れになるということで、今申されました、これは2月からのデータになりますけれども、2月から今日現在までで、この5時から7時のPM2.5、予想される1日平均で70マイクログラムを超えると予想されるということで、平均濃度が複数の地点で85マイクログラムを超えた箇所は、今まではなかったと。小郡も太宰府も日田もなかったと。 昨日、日田のほうにも確認いたしましたけれども、なかったという報告を受けているところです。以上です。
議長	河内議員
河内議員	朝倉市では、3月8日に県の指針を受け、独自の市民向け広報を始め、当初、注意喚起のときのみ予定していた防災放送を、政調会へ打診したところ、毎日放送したらという意見が出て、3月13日から5月13日の2カ月間、毎朝9時にPM2.5の数値をお知らせしたそうです。 PM2.5のピークというのが、1月から4月、黄砂前ということで、5月14日以降は注意喚起発令時のみとしたということでした。 筑前町でも注意喚起発令時には、町民への呼びかけが必要ではないでしょうか、見解をお尋ねいたします。
議長	環境防災課長
環境防災課長	お答えいたします。 町のほうでは、先ほどの県の報告を受けまして、今年の2月12日、すぐにホームページのほうでPM2.5の速報値、県内26カ所等について、県の注意喚起にリンクできるようにしたところです。 その後県議会のほうで、3月議会のほうで県知事の回答がありまして、それを受けて、町のほうでどのようにしたらいいのかということで、それを整理いたしまして、今年は5月号、広報ちくぜん5月号にPM2.5に関するお知らせを掲載して、PM2.5の速報値、県の注意喚起に、パソコンや携帯等から見ることを紹介したところです。

	そして、先ほど報告がありました朝倉市のほうが、町のほうからも朝倉市のほうに問い合わせしたところ、当然、今、報告したように、一度も注意喚起のデータが出ていないということで、毎日「注意喚起はありません」という放送が毎日流れたものですから、毎日、毎朝、テレビ・ラジオ等で全国放送、それから県内の放送、当然県も県内放送で流すようにしておりますので、繰り返し流されているのに「うるさい」とか、同じことを何度も繰り返してもというような、苦情の電話が多かったということで、先ほど議員が申されましたように、6月1日から、注意喚起があった場合のみ流すように変更したということでございます。 町のほうといたしましては、3月末に1件、「今日は注意喚起、出ましたか」という電話があっておりました。で、「ありませんでした」というご回答をして、その後4月上旬に1件あって、その後は全く問い合わせがないという状況で、今後は、先ほど議員がご指摘されましたように、黄砂の関係とかいろいろございますので、5月号とかではなくて、当然、2月、3月号とか、早いうちにまず広報等で流して、その上でPM2.5の速報値の状況を見ながら、早めの対応を図っていきたいということで、今、検討をしておるところでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	教育長にお尋ねします。 今年度、各小中学校は、すべて春の運動会が行われましたが、今後來年以降もずっと春の運動会として、行事に組み込む予定かどうかをお尋ねいたします。
議 長	大雄教育長
教 育 長	お答えいたします。 運動会、体育祭の実施時期につきましては、これまでの秋開催では、年々残暑が厳しくなっており、児童・生徒への熱中症対策をはじめとする健康上の問題が大きな課題となっておりまいた。 一方、春開催の場合、集団行動により、児童・生徒の好ましい人間関係を促すなど、年度の早いうちから学校のまとまりができるという教育効果が認められることから、秋開催、春開催のメリット、デメリットを含めて、様々な観点から各学校の学校運営協議会で熟議していただきました。その結果、今年度からすべての学校で春の開催となったところでございます。 開催後の児童・生徒、保護者、先生方の声といたしまして、とても良かったという評価を得たことから、各小中学校ともに次年度以降も春開催の方向で予定がなされております。 このようなことから教育委員会といたしましても、学校の考え方を尊重し、春実施が適当であると、そのように考えているところでございます。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	子どもたちが運動会の練習で校庭に出る機会が多い時期と、PM2.5のピーク時が重なって来るわけですが。 昨日、久保議員の質問にお答えした学校での取り組み以外、何か対応は考えているのか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 昨日の久保議員と、以外にということですが、重なるところもあると思いますけれど。 毎日ですね、児童・生徒が出校します、その前にですね、それぞれの朝の8時の段階でですね、時点で、福岡県が提供しております大気汚染環境状況サイトで確認を行って、その日の状況を確認して、もし、確認の結果ですね、1日の平均値が、先ほど

	環境課長が申しましたような、環境省の暫定指針を超えるような予想がされた場合にはですね、その8時のみだけではなくて、休み時間、あるいは1時間ごとにですね、定期的に確認を行って、町が通達を行っております行動指針に従いまして、児童・生徒へのですね、注意喚起あるいは指導を行うようにしております。 また、午前8時現在でですね、低い数値が確認された場合でもですね、1日のうちに定期的に確認を行うように、それも指導を行っているところでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	5月25日に美和みどり保育所の運動会がありました。そのときの山本所長のお話では、外で遊ばせる機会の多い保育所において、PM2.5の問題は大きな課題でもあるということで、1時間おきに県のホームページをチェックし、PM2.5の濃度確認をして、外遊び、運動会の練習、お散歩などをしてきたとのことでした。 子どもたちの健康を損なうことのないよう万全な対応をお願いして、次の質問に進みます。 次に、指定通学路以外を通って登下校している子どもたちへの徹底指導を、ということでお尋ねをいたします。 現在、万が一子どもたちに事故が起こった場合、家から指定された通学路を通り登下校し、学校内で起きた事故に対しては、学校安全会が治療費等の負担をしています。指定通学外に対しては補償がありません。 小学生においては、朝の登校は、集団登校が原則とされており、大体指定された通学路を通って登校しているようですが、中には集団登校に遅れた子、忘れ物を取りに家に戻る子など、指定外の道路を通っている子が見受けられます。 中学生においては、道路は指定されてはいるものの、友達と待ち合わせるため迂回したり、指定外の道路を通って通学する姿をたびたび見かけます。 また、昨日は登校時間帯に非常に激しい雨が降っていったためか、いつも100人近い子どもたちが通る、いつもの通学路もたった4人の子どもしか通りませんでした。あとの子は、保護者の方たちが学校へ送って行ったのではと推測されますが、車に乗って登下校した場合、当然、指定通学路は車の規制がかかっていますので、違う道路を通っていると思われます。 そうした場合は、学校安全会の補償の対象外になるのではないかと思います。見解をお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 給付金の対象となる事故につきましては、通常の経路を通常の方法で通学している場合の事故が原則となっております。一部の事情によりまして例外もございますけれども、自動車の便乗は、通常の方法とは認められないというようになっています。 ただ、負傷その他身体の不調のために、通学に難渋する児童・生徒の送迎で、事故があった場合につきましては、原則災害給付金制度の適用となりますけれども、その場合におきましても、自動車事故の場合、その自動車損害賠償による保険が優先となるため、審査が非常に厳しくなるというようなことでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	朝日地区の子どもたちは、集団登校で徒歩で通学していますが、下校時はバスを利用している子どもたちもいます。学校から石櫃バス停まで、及びバス路線下車駅から自宅までも指定通学路になっているのでしょうか、お尋ねをいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。

	まず、通学の給付の、通学時のですね、事故におきます給付の原則でございますけれども、通常の経路を通常の方法で通学している場合に、事故があった場合にですね、給付を行うということになっておりまして、通常の経路とは、児童・生徒が通学のために平常通っている通路を言う。しかし、それ以外にもですね、社会通念上、通常の経路と認められる経路がある場合は、これを含むということでございます。 一般的には、議員が言われますように、学校が指定をしています通学路が通常の経路ということになります。 それから、通常の方法としましては、徒歩、自転車、自動車、バス、鉄道ということになっております。 この中で自動車と申しますのは、本人が運転することになりますので、例えば高校生とかですね、そういった自動二輪車とか、そういったのが対象となっております、小中学生ではですね、自動車は適用になりませんので、便乗という形になりますので、先ほど申しましたように、保護者の送迎によるものはですね、通常の方法にはならないということでございます。 議員ご質問の、中牟田のですね、西部地区の児童・生徒が徒歩とそれからバスを利用しているということでございますが、一応学校のほうに確認しましたところ、このバス路線の、児童が使用していますバス路線及びバス停から自宅までの通路につきましては、通学路として指定をしているということでございます。 ちなみに朝日西地区のほうから10名程度、それから二地区のほうから36名程度がそういう利用をしているということで、その利用の理由としましては、保護者の考えとしましてですね、安全面のためバスを利用させているという考えがあるようでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	先日、ある保護者の方から、今、皆さん大きなワゴン車などを持っていて、雨のときなど自分が仕事で送れないときは、相乗りさせてもらっているけれど、万が一事故が起こったときは申し訳ない気持ちを、いつも持っているというお話をされてました。 事故は、こちらがいくら注意を払っていても、相手があることで、一瞬の気の緩みが大きな事故にも繋がってしまいます。 自動車の便乗は、学校安全会の対象にはならないということですので、夏休み前の各小中学校の学期末のPTA集会が開かれると思います。その折に、学校あるいは担任の先生から、保護者の皆さんへ通学指導の徹底を図っていただきたいと思いますが、見解をお尋ねいたします。
議 長	教育課長
教育課長	お答えいたします。 通学路の交通安全の確保の徹底につきましては、今年6月の17日付の各学校長宛の教育委員会発出文書によりまして、通学路の安全確保ということでですね、特に設定された通学路の確実な登下校につきまして、児童・生徒への指導の徹底、保護者等への協力依頼ということで、PTA集会等を通じて依頼をすることというような文書を発出したところでございます。 併せまして、先ほどの議員ご質問のですね、学校安全会の保険の適用、適用除外、そういった資料をPTAの集会等に提示して、周知徹底を図っていききたいと、そのように考えております。
議 長	河内議員
河内議員	今後ともかけがえのない子どもたちの安心・安全を守るための努力をお願いし、次に進みます。

	次に、命と暮らしを守る取り組みについて、2点ほどお尋ねをいたします。 まず、住宅リフォーム助成制度の設立を、ということでお尋ねをしたいと思います。 この制度の創設を求め、今回5回目の一般質問となります。 住宅リフォーム助成制度を創設した自治体は、2011年4月末現段階では42都道府県384市町村、12年4月末時点では45都道府県484市町村でしたが、2013年4月末現在で47都道府県556市町村に、また都道府県段階では青森県、秋田県、山形県、広島県、佐賀県、長崎県が実施しており、これを含めると、実に562自治体に広がっています。 これは、2013年4月1日時点での特別区を含む市町村数、1,742自治体の31.9%で創設されていることになります。 都道府県別の市町村実施率では、山形県100%、秋田県88%、青森県72.5%、新潟県及び佐賀県が70%、長野県68.8%、群馬県62.9%、山口県57.9%、宮崎県54.5%、埼玉県54%、神奈川県51.5%と、県内50%以上の自治体の実施しているところもあります。 福岡県内では、今年度新たに久留米市、那珂川町、直方市で制度が創設され、実施自治体は60自治体中23自治体、実施率38.3%になりました。 また、柳川市、うきは市なども検討中ということで、さらに広がっていくことは確実ではないでしょうか。 町長にお尋ねいたします。 町長は常々、事業をするときは国の交付金、補助金の付く事業をやっていきたくとおっしゃっていますが、この住宅リフォーム助成制度は、国の交付金が活用できるとうことをご存じでしょうか、お尋ねをいたします。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	町長にということでございますけれども、国の交付金の関係でございますので、担当課のほうで説明させていただきたいと思えます。 多分議員がおっしゃっている国の交付金というのは、社会主義整備総合交付金による国庫事業でございますが、だろーと思えます。 この交付金事業はですね、昔、以前は道路、下水、ここにたくさんの課長がおりますが、住宅、治水とか公安とかですね、それぞれの事業ごとに国交省の補助金が付いておりました。それを23、24という形でですね、吸収的に合併しまして、総合的な交付金になってきております。 この多分地域総合整備交付金の中の、地域住宅支援分野ということでリフォームが該当するんじゃないかという形でのご質問だと思います。 簡単に申します。 この地域住宅関係の分野の事業といたしましては、地域住宅計画というのを作成しなければならいようになっております。この地域住宅計画というのはですね、わが町は福岡県と一緒に作っていると言いますか、県と同じのを作っている状況です。 県下、市26、町27、村2ということで、56市町村が総合的に地域住宅計画を作成しております。筑前町もこの中の構成員でございます。 そのメインとして2つありまして、基幹事業と言います、これは基幹ですから、あくまでも絶対やらなくちゃならない。その中に、うちで言うなら都市計画課が該当すると思えますが、公営住宅の新築とか改造とかですね、耐震の関係というのが上がってまいります。 そして、もう1つの大きなメイン事業といたしまして、提案事業というのがございます。これは、自治体独自の提案という形になると思えます。 多分おっしゃいました、本年度始めた久留米市、久留米市さんも実はこの地域住宅計画、県全体の中に入っております、現在も。

	ただ、独自の事業の中での提案理由の中ではですね、久留米市は、ですから、それからまた一步、言葉は悪いんですけども、単独で作られですね、その事業に該当されたんじゃないかと思います。 実は、この提案理由というのは、自治体独自というのが条件でございますが、県と合同でやっているということで、リフォーム関係にいたしましてはですね、バリアフリーに関する助成、それと耐震化を促進するリフォームに関する助成というふうに限定されております。現在のあれでは。 ですから、現在の、この筑前町が入っている国のこの交付金事業では、一般的には、多分おっしゃっている個人の家のリフォームの助成には、このままでは活用できない、そういう状況でございます。 先ほど社会主義整備と言ったことをお詫びいたします。社会資本整備でございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	久留米市では、昨年までエコポイント対象工事に対するエコポイント上乗せ助成制度を行っていました。 去年は、その交付金を国から受けていたため、一般に広まっている住宅リフォームの国の交付金が受けられず、制度開始に二の足を踏んでいましたが、今回国のエコポイント制度が終了し、国の補助金も終了したため、新たな交付金である国の補助率45%の社会資本整備総合交付金を利用して、リフォーム助成制度を創設しています。 久留米市では、5月の広報紙で制度の案内をしたところ、5月20日現在120件もの問い合わせが殺到しているそうです。 うきは市では創設の動きもあり、柳川市も創設となれば、県内の実施率は40%を超えます。検討すべき時期が来ていると考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。
議 長	田頭町長
町 長	お答えいたします。 リフォーム助成による地域経済の活性化は、効果があるかと私思うところでございます。 先ほど交付金について、私が認識しているかどうかというご質問でございましたけれども、私は知りませんでした。 ただ、今、担当課長が説明いたしましたように、条件があるようでございます。 うちは都市計画事業も取り組んでおりますし、道路、下水道等にも取り組んでおります。その交付金事業に支障がないかどうか、その辺も含めまして、調査をしたいと思っております。以上でございます。
議 長	河内議員
河内議員	住宅リフォーム助成制度は経済波及効果もあり、リフォームした町民も助かり、地元の中小建設業者も潤うという制度です。 ある地元中小建設業者のつぶやきです。 今、俺たちは町内の仕事は全くなくて、よそへ出かけて行って稼いで、町へ税金を納めている。なぜか虚しくなってくると思わんね。俺たちだって町内に仕事があれば、わざわざ遠くまで行って仕事をしなくても済むのに。町で稼いで町へ税金を払うというのがまともじゃないのかねえ。 こんな思いをさせないためにも、創設に向け努力をしていただくことをお願いし、次に進みます。 最後の質問になります。 後期高齢者医療制度の廃止をということで、2点お尋ねいたします。 後期高齢者医療制度は、高齢者医療確保法に基づいて、2008年4月から実施さ

	れ5年が経ちました。 安倍内閣は、制度が定着したなどと言い、この現代版姥捨て山と言われる制度の存続を図ろうとしています。 しかし、この制度の問題は、自公政権が国民の怒りの前に、政権から追われるきっかけともなったもので、民主党政権においては、制度の廃止公約を破り、国民の厳しい審判を受けることになったテーマと言えるのではないのでしょうか。 75歳以上の人は、それまでの国保や健保から脱退させられ後期高齢者医療制度に加入します。保険料は、それまで負担がなかった健保の被扶養者をはじめ、低所得者で家族に扶養されている人も含めて、すべての人が徴収されます。 保険料の額は、収入によって違い、都道府県ごとに2年に1度改定されます。2012年、13年度の保険料は、全国では平均、1人月5,561円で、前回比6%の値上げでした。 福岡県では、平均1人当たり6,601円で、6.7%もの値上げが行われ、全国で、東京、神奈川、大阪、愛知に続き5番目に高い保険料となっています。 13年度の後期高齢者医療費の見込みは15兆円で、毎年7千億円ほど伸びています。 医療費の伸びと75歳以上の人口の伸びによって保険料を引き上げる仕組みになっているため、当初、給付費の1割と言っていた負担割合は、すでに12年度では10.51%となっており、青天井で伸びていくことになります。 2回の保険料の値上げが続き、こんな制度はやめてほしい、年金が削られる一方で、医療や介護など高齢者の負担は重くなるばかりと、全国で高齢者の方々の怒りが沸き起こっています。 75歳で家族から切り離し、別枠の制度、医療に押し込むという根本的矛盾も何も変わっていません。 わずかの収入で暮らしているお年寄りから、保険料を滞納したということで、無慈悲な差し押さえが横行し、社会問題となっています。 これで、どうして定着などと言えるのでしょうか。存続すればするほど高齢者の方々を苦しめるのが、この後期高齢者医療制度です。廃止すべきと考えますが、町長の見解をお尋ねいたします。
議長	田頭町長
町長	お答えいたします。 後期高齢者医療制度の協議会におきましては、私は、朝倉地区の代表として、森田市長と2人で議員に就任しているところでございます。 私も、この制度の趣旨については、基本的に賛成でございます。 ただ、改善すべき点はあろうかと思っておりますので、その分については、意見を申し上げていきますけれども、廃止する考えはございません。以上でございます。
議長	河内議員
河内議員	若者に負担をかけないため、高齢者も負担を。後期高齢者制度もやむを得ないなどと言われていますが、現実には、高齢者の青天井の保険料負担を軽減するため、今は健保法を改正し、総報酬から支援金をはじき出すなど、現役層からの繰り入れを増やしています。 こうしたその場しのぎの対応でなく、欠陥制度をきっぱり廃止し、若者も高齢者も安心できる制度を作り、一緒に解決していくことが必要ではないのでしょうか。 こうした改革を行わなければ、果てしない負担増か、給付抑制かに行きつくしかないのではないのでしょうか。 これは、健康課が皆さんにお配りしている後期高齢者の制度のお知らせです。

	この中の3ページに、保険料と医療費の負担の仕組みというのがあります。仕組み図では、各保険からの支援金4割ほか、公費は5割となっていますが、現役並み所得者分がカットされていて、実際は47%ではないのでしょうか。お尋ねします。
議 長	健康課長
健康課長	後期高齢者医療制度の精算につきましては、2年にまたがっての精算ということになっておりますので、23年度の決算で数字を出してみますと、48%ほどと思われます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	短期被保険者証の交付について、お尋ねをいたします。 福岡県広域連合の、昨年6月1日時点での短期被保険者証の交付は、滞納者11,754人に対し、2,428人へ交付されています。 筑前町では何人おられるのか、お尋ねをいたします。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 6月現在ですけれども、2名でございます。 6月現在と言いましても、昨年の8月から同じ2名でございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	その2名の方はどういう状況下で、短期証の交付対象となったのか、お尋ねします。
議 長	健康課長
健康課長	短期証の交付につきましては、7月当初に連合のほうよりリストが送付されます。 10分の3以上の滞納者ということでございますけれども、保険証につきましては、7月下旬に発行するわけですが、筑前町としましては、その間に納付のお願いなどを行いましてですね、当初は、対象者は19名でございました。 7月中に、その方たちに連絡を取りまして、誓約書であるとか、そういうものをお願いしまして、2名に減ったわけでございます。 2名につきましては、誓約書は出されたんですけれども、その後全く納付がなかったということで、そのままになっております。 1名の方は最近支払いを始められたということで、今後短期証の検討をですね、していこうというようなことで行っております。 今年度もその時期にもうすぐきますので、10分3という基準がございまして、あと何百円か払っていただければ、その基準から抜けられるというような方もございますのでですね、連絡を取りながらですね、なるべく短期証を発行しないように努力をしているところでございます。 2名が多いのか、少ないのかという問題もございますけども、県下の率が0.42%ぐらいです。筑前町は0.05%というようなことでございます。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	滞納者が31,407人の神奈川県、2,602人の宮崎県では短期証の交付はゼロとなっています。 高齢者の方々は、いつ急に具合が悪くなるか分かりません。短期証が切れていて病院にかかれないという状況も生まれてくるのではないのでしょうか。 命にかかわる問題です。短期証の交付は神奈川、宮崎に倣い中止すべきと考えますが、町長の見解をお尋ねします。
議 長	健康課長
健康課長	町長にということでございますけれども、短期証の発行のやり方をご説明したいと思います。 先ほども申しましたが、誓約書なりを出していただきまして、履行していた

	ただけ発行しなくて済むわけですけども。 ただ、短期証になりましてですね、期限の切れる前には必ず送るといふようなことで、それはもう連合のほうから保険証を送ってきましてですね、それを確実に送るといふようなことでやっておりますので、病院にかかれないといふような状況は生まれないといふことで思っております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	国保の場合、保険証、短期証を発行する場合は、窓口まで出てきてもらっているといふことを、以前伺いましたが、後期高齢者医療証の保険証は、高齢者の自宅に郵送するわけですか。
議 長	健康課長
健康課長	お答えいたします。 送らせていただいております。以上です。
議 長	河内議員
河内議員	社会保障専門誌の週刊社会保障の1月14日付は、コラムの中で、社会保障費削減が医療崩壊を招き、自民党政権陥落の要因にもなったと述べて、かつては高齢化による社会保障費の増大が、経済の足を引っ張るとの主張も見られたが、今や社会保障は経済の成長を支える基盤として、しかもこれを活性化することで、雇用も生みだすことも期待されているとして、自公政権に社会保障費削減の轍を踏まないよう忠告していることを申し述べ、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて、13番 河内直子議員の一般質問を終了します。
休 憩	
議 長	ここで休憩をいたします。 午後2時より再開いたします。 (13:47)
再 開	
議 長	休憩前に引き続き、一般質問を行います。 (14:00)
議 長	9番 一木哲美議員
一木議員	通告に従いまして、3つの質問をさせていただきます。 まず最初に、国道386号沿線篠隈市街地の歩道整備について、質問をいたします。 篠隈の交差点から安の里公園の交差点を通り、石櫃のほうへ向かいまして、両サイドの歩道帯はほぼ完備されております。 篠隈の交差点より佐藤石油、ガソリンスタンド前までも同じく整備されています。その先の国松産業さんの前からやすらぎ荘入口信号を経て長者町のほうへ向かいまして、ほぼ両サイドの歩道帯も整備されております。 問題、課題は、篠隈の市街地のこの途中が、歩道帯が整備されていないということで質問させていただきます。 私は、この件につきまして、平成22年3月議会の一般質問におきまして、国道386号沿線篠隈市街地の歩道整備を求めました。 今現在、進展がないということで、再度同じような内容の質問をさせていただきます。 篠隈交差点より前はグリーンパル、今現在ダイレックスということで、スーパーマーケットがございまして、この間の歩道は、先ほどもふれましたけれども、きちっとした歩道帯がございまして。 また、この反対側になりますけれども、俊丸家具店さんから宮原タクシーの駐車場前が、歩道帯がないと。佐藤石油店さんから国松産業さんまでが、歩道帯が整備

	されてないということでございます。 先ほど申しました22年3月議会のおりに、お尋ねをさせていただきました内容につきましては、国道386号は平成17年の交通量調査で、篠隈においては12時間、半日間でございます。で13, 575台と交通量が報告をされている。 篠隈の佐藤石油店前から国松産業さん前までの、この間200mと、俊丸家具店さんから宮原タクシーの駐車場、この間が50mということですね、歩道帯の整備がないということでございます。 このことについて尋ねました。 当時の建設課長のご答弁によりますと、過去の事績を調査したが分からなかったと。なぜ、ここが、歩道帯が整備されてないかということに対しては分からなかったと。現場を見て、歩道設置は当然だと考えると。建設課サイドとして県土整備事務所のほうに要望活動をすぐにでも開始していきたいということでございました。 その後、私が質問いたしましたのは、歩道帯がない篠隈市街地、国道386号沿線は毎日住民の方が病院、買い物、通学などで利用されてございます。ご年配の方は電動シニアカーで通行される横を大型トラックが通る場合など、たいへん危険であると。事故が発生してからでは取り返しができないと。県土整備事務所、県に対して強く要望され、早急に途切れた歩道帯建設に取り組んでいただくべきだということで、質問をさせていただきました。 町長のご答弁でございます。 21年の年でございますけれども、21年7月に県土事務所の所長さん等々、町の危険箇所を見て回り、その中で386号沿線はかなりの箇所において歩道が必要ということをお伝えしましたと。十分この件についても県土整備事務所に伝えて進めていきたいというふうに、22年の3月議会の質問に対してはご答弁をいただいたところでございます。 22年の9月、その後ですね、同じく質問で、その後の進展をお尋ねを申し上げました。その折、当時の建設課長さんのご答弁では、地元区長さんと共同で要望書を作成し、要望活動を行っているということをご回答いただいたところでございます。 そこで質問に入らせていただきますけれども、近年、篠隈交差点からやすらぎ荘入口交差点周辺にわたりまして、大型店舗ダイレックススーパーマーケット、それからAコープ夜須店、ローソン、モリ薬局などの営業に伴って、買い物客の車や人の入込みが増えております。 そのような状況にもかかわらず、平成22年3月議会で質問させていただきました篠隈市街地の途切れた歩道帯の建設を求めて以来3年が経過をいたしております。 町の取り組みの経緯につきまして、お尋ねをまずいたしたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	私のほうから、経緯についてお答えをしたいと思います。 今、議員がおっしゃいましたように、平成22年4月に篠隈新道区と合同で要望書を作成いたしまして、朝倉県土事務所のほうに申達をしまして、早期改善の要望をしてきているところでございます。 近年に至りましては、毎年実施されます朝倉県土整備事務所管内のですね、県単独事業の市町村要望のヒアリングがあるわけでございますけれども、その要望箇所に上げながら要望を行ってきております。 平成25年度の要望につきましては、昨年の11月に朝倉県土事務所におきましてヒアリングが行われまして、要望箇所として上げております。 朝倉県土事務所のほうからは、現在筑前町に事業中の事業個所が多数あることがあり、整備効果の検討や関係機関との協議などの長期的に取り組んでいきたいとの回答で、現在は事業着手にはまだ至っていないような状況でございます。

	平成25年度に入りまして、篠隈新道区より国道386号歩道設置要望が、改めて25年5月14日付で提出されましたので、朝倉県土事務所に申達をし、早期に取り組んでいただくように要望をしているところでございます。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	今ご説明を受けましたけれども、進展しないと。先ほども申しましたけれども、ヒアリング等で要望等は重ねてやっていたというところでございます。 しかしながら、具体的には変わらないということですね、なぜなのかということで、たくさんそういった要望箇所等も出ているというふうなことも理解ができますけれども。 その要望箇所もたくさんある中でも、非常にですね、この歩道帯がないということではですね、やはり先送りができない案件であるし、非常に重要な案件の1つであるというふうに理解をするところでございます。 問題、課題があるとすればですね、その問題、課題は何なのかということをごのようにお考えなのか、その点について、もう少し踏み込んだところをお尋ね申し上げたいと思います。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 問題点としましては、先ほども申しましたように、朝倉県土事務所管内の歩道設置事業が今4カ所ほど取り組まれています。 いろいろな問題がありまして、用地交渉等が難航しているところがありますけれども、そういう事業箇所をですね、1つずつ確実に整備をしていきいという、県土事務所の考えがでございます。 それと、県土事務所としましては、管内市町村からの、いわゆる県土管内は東峰村、朝倉市、筑前町でございますけれども、その各市町村からの要望の均衡、バランスも保たなければならないというふうなことが言われております。 担当課としましては、議員がご質問のとおり、危険性については、十分に認識しておりますので、安心・安全なまちづくりの重要な課題と位置付けしながら、早期着手に向けてさらに要望活動を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	申し遅れましたけれども、議長了解のもとですね、皆様方のお手元には、写真のプリントをですね、用意をさせていただいています。 この中を見ていただければですね、歩道帯がきちんと整備されている、そういった場所と、今、私が質問をさせていただいています場所がですね、一目分かれるわけでございます。皆様方もこの場所はですね、十分承知されている場所ということでございますけれども。 やはり県土整備事務所の管轄は、当然ですね、この甘木朝倉地域ということで、非常に広がります。いろんな要望等も各市町村から上がって来るわけでございますけれども。本町といたしましてですね、やはりこの件は、町としての努力をですね、具体的にやはり重ねていかなければ、なかなか前へ進むことが非常に難しいんじゃないかなというふうにも考えるところでございます。 そういったことで、町としてですね、計画的に、今後この歩道帯設置についてですね、やはり取り組んで行くというふうな、具体的なそういった行動を立てていかなければですね、今から3年、5年後もですね、果たして歩道帯ができるのかということに対しては非常に疑問であるわけでございます。 特に、町の中心地でございます。多くの方がこの道路の横を通られてありますし、歩行される方、自転車で通られる方、それからシニアカーですが、そういった状況の

	中でですね、事故がっております。 また今後もそういった事故が発生しないためにも、できるだけ、1年でも一月でも1日も早くですね、歩道帯設置に向けて具体的な取り組みをやっていかなければいけないんじゃないかなというふうに、強く感じるわけでございます。 次の質問に進めさせていただきます。 考えはですね、今設置されております1.5から2mの幅の歩道帯設置ということですね、進めていかなければならないということでございますけれども、今の現実の状況としてはですね、なかなかこれはもう少し期日もかかるであろうということですね、次へ進めさせていただきます。 カラー歩道設置ということでですね、お尋ねをさせていただきます。 三輪地区の国道386号沿線の新町から依井新町までの間200mでございます。両サイドはカラー歩道に改修工事がなされております。これもお手元の写真のほうでご確認をいただければと思います。 幅は1mでございます。歩行者にとっては歩道が鮮明となり、以前より安心して通行ができる。また、車のドライバーは歩道横を通るので、スピードダウンと注意力アップへ繋がっていると考えます。 篠隈市街地の歩道帯が途切れている場所、佐藤石油店前から国松産業前までの間200mと俊丸家具店から宮原タクシー駐車場前約50m間に、大規模改修工事の前にですね、1.5から2mの歩道帯を計画していただきたいということでございますけれども、それに先立ってカラー歩道が設置できないか、ということをお尋ね申し上げたいと思います。 ちなみに佐藤石油店前の車道の白線より道路の端、端部までが約50cmのスペースになっております。排水溝が横にございます。排水溝が約50cm、合わせますと、50cmと50cmで1m歩道帯が確保できます。先ほどの三輪地区の新町、依井新町間は1mでございますし、同じ幅の歩道帯が確保できます。 1.5から2mの歩道帯を建設をしていただくということが、主たる目的でございますけれども、当面、まだこれがいつになるか分からないということで、カラー歩道の設置によって車への注意力を上げる、また、歩行者にとってもですね、少しでも安心して通行ができるというふうな対策等が講じられるといふうにも考えられますけれども、その点についていかがでございますでしょうか。ご答弁を求めます。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 朝倉県土に問い合わせをいたしましたところ、県土事務所としましては、安心・安全な歩行空間の一環として、路肩のカラー塗装ですね、塗装による簡易歩道整備が取り組まれているようでございます。 先ほど議員がおっしゃいました新町の総合支所から、今、依井新町の交差点までが写真のようにグリーンに塗装されております。 県のほうに篠隈分についての考えを聞いたわけでございますけれども、議員がおっしゃいましたように、1m程度あるところもございますけれども、部分的にはまだ狭いところもございますし、ちょっと現場条件的には難しいのではないかなというふうに回答をいただいております。 町としましては、基本的には車歩道ブロックでちゃんと分離をされた、まず歩道を基本に要望活動を進めてまいりたいというふうに思っております。 新町のほうも基本的にはそういう方向で要望があっていたみたいですが、かなりの期間を経て、最終的にああいう対策をされたということでございますので、カラー塗装にすぐ今なるというのは、当面厳しいのではないかなというふうに思います。以上でございます。

議 長	一本議員
一本議員	ひとつのそういった方法案ができればと、当面ですね、そういった思いも持っているということでございますけれども。 先ほどから申しますように、繰り返して申しますと、きちっとした縁石なりですね、段差を講じて、そして1.5から2mの歩道を、やっぱりきちっと設置していただくということが本筋でございます。 しかしながら、先ほどの話に戻りましてですね、3年経過をいたしますし、また、篠隈区のほうからもですね、要望書も何度も提出をいただいていますけれども、しかしながら、なかなかこれがめどが立たないということでございます。 今まで以上にですね、ひとつその努力を具体的に示していただきながらですね、ひとつ前へ進めるということで取り組んでいただきますように、よろしくお願いいたしますと思います。 カラー舗装等ができれば、当面ですね、少しでも安全対策等も含めながら、というふうな思いも持っていますけれども、それが無理であるようでございます。 であればなおさらですね、やはりきちっとした歩道設置に向けてですね、ひとつ取り組んでいただくということで、よろしくお願い申し上げたいと思います。 続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。 多目的運動公園について、質問をさせていただきます。 久しぶりにこの質問を行います。 質問の要旨に入る前に、公園建設の経緯について、述べたいと思います。 私は、筑前町誕生前の旧夜須町の平成15年12月、平成16年6月議会において、合併後の新しい町が活力を高め発展するための基盤づくりとして、躍動と一体感の形成に向けたまちづくりを推進すべき、町民交流の広場づくりを提言いたしました。 三輪町、夜須町の町境付近に約15,000坪の土地を確保し、大規模駐車場を備える大周囲にサイクリングロードや遊歩道を挟み、秋の紅葉を楽しむ樹木や桜を植栽し、中央の広々としたグラウンドは消防出初式、町民運動会、小中学校の課外合同授業、花火大会、祭り、スポーツ、イベントなどができる町民交流、憩いの場、情報発信の場となる新しい拠点づくりを提言いたしました。 その後、合併協議会の中で委員として新町10カ年計画37項目の協議決定に携わり、また新しい町の躍動と一体感を、どうすれば町民が実感できるのか。町の耐力強化、基礎づくりのために町民交流広場の建設の提言を再度行い、採択をいただきました。筑前町のシンボル事業として位置づけられたわけでございます。 合併後平成17年6月議会、12月議会において、事業の推進を求め、18年3月に多目的広場基本構想策定委員会、委員が13名でございます。私は、委員には入っておりませんでしたけれども、報告書は提出をされました。 下高場地区内に多目的運動広場として建設すると報告がなされました。 委員会から示された内容は、成人用サッカーコートが1面、芝を張るということで、90mから120mの広さでございます。 少年サッカーコート2面、60mかける90mということで、総面積6haの内容でございました。 私は、多目的の考えに沿ってないことを、見直しを求めることといたしました。 この頃下高場の町営夜須グラウンドを防衛庁に売却、5億390万円でございます。 すぐ計画が浮上し、代替え地も含めた多目的で、多目的運動広場を建設する考えが求められることとなりました。 当時、夜須グラウンドの野球、ソフトボール利用者は、年間約270回、11,300人ほどと報告がございました。

	下高場の町民グラウンドを利用されている野球チームやソフトチームの皆様など、2, 370人の署名の嘆願書が、筑前町議会議長へ提出をされました。 私も、皆様の熱き願いを後押しに、施設内容の変更、野球グラウンド建設を求めました。 平成18年6月議会において、野球場建設を要求し、このことが認可されて、サッカーコートと野球グラウンド、硬式を、建設をするということになったわけでございます。 また、建設場所につきましては、下高場の丘陵地が示されましたが、平成20年の半ば頃計画していました事業、施設等の事業費等の見直し、変更等が生じまして、工事着工が大幅に遅れたわけでございます。 みんなが利用しやすい場所であるとともに、筑前町の新しい拠点としての機能を発揮できる場所を選定すべきと、私は再検討を、場所については求めてきたところでございます。現在の建設地に決定し、工事が進められているということでございます。 場所については、もう決定していますから、そういうことで理解をしているところでございます。 そこで、質問に入っていきますけれども、まず、今後の具体的な工事概要、工事の種類は、こういった工事の内容の種類を考えてあるものか、お尋ね申し上げたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 午前中の川上議員のご質問と重複する部分もあるかと思いますが、再度ご説明申し上げます。 平成25年度は、基盤整備はまず公園整備の基盤づくりとなる敷地造成工事に着手する予定でございます。併せて雨水排水施設工事や電気設備の回線路工事と駐車場や管理道路等の縁石敷設工事を含めた路盤工事などを計画をいたしております。 それから、26年度以降の施工予定工事としては、多目的広場の整備工事、野球場の整備工事及び夜間照明施設工事の他に、園路工事、遊具の設備工事、植栽工事、管理棟とかトイレなどの建築工事などを行い、最終の仕上げといたしまして、駐車場及び園路のアスファルト舗装工事等を、予定をいたしております。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	私の先に、午前中に川上議員のほうから、この件について、質問等があったので、ちょっと重なりまして、申し訳ないところもございました。 概ね项目的には10以上ぐらいの、いろんな工事の内容であるのかなというふうに受け止めさせていただいたところでございます。 それで、野球場等につきましては、また、後でふれさせていただきますけれども、地元の業者ともですね、土木関係とか電気関係とか、そういった専門的な工事の業者もおられますのでですね、発注につきましてはということでございますけれども、地元の業者でできるところは地元業者へ発注をしていただくということをですね、当然ながら考えていただけたと思いますけれども、特殊な、地元の業者でできないところはですね、専門的な業者の方に発注しなければならないでしょうけれども。 その辺りについての、当然ながらそう考えてあると思いますけれども、お考えを求めたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 今後発注する工事に応じた工事経歴の有無、あるいは業者の施工能力や工事量から判定した施工見込みの確実性等を勘案することはもちろんでございますけれども、筑

	前町の地域性あるいは経済性の確保にも配慮して、入札の指名委員会に業者選定をお願いしたいというふうに考えております。
議 長	一木議員
一木議員	指名委員会の業者選定ということで、当然でございます。 合併後8年経過して9年目に入ったということでございますけれども、合併の目玉であるこのシンボル事業、これが大きな町の合併事業の最後であるんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。 1つでも、できるだけですね、地元の業者でできる範囲は、地元の業者の方たちにですね、そういった参加の機会をですね、その指名委員会の中で、ひとつ前向きにお与えをいただきながらですね、また、地元の業者の方も、過去のこれまでの事業の実績等を踏まえていただきながら、いろんな免許、資格とかですね、いろいろそれぞれの企業の状況もありましようけれども、そういった機会をですね、ぜひとも前向きに考えていただきながら、地元の業者でできるところは、地元業者対応ということですね、ひとつ取り組んでいただくということで、よろしくをお願いをいたしたいと思います。 続けて質問をさせていただきますけれども、野球場建設について、でございます。 野球場につきましては、地元の業者では、これは、難しいんじゃないかなというふうに考えるわけでございます。専門的な、そういった経験を持っている業者でないと、できないんじゃないかと思っておりますけれども、かといってですね、1つの業者だけにとこのわけにはいかないわけでございますけれども、この辺りの選定方法ということについては、どうお考えでございますでしょうか。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 一般の土木建設工事における業者選定手続きと同様になりますけれども、専門工事入札参加基準に照らし合わせながら、あるいはまた県内で野球場または体育施設等を整備した自治体等の例も参考にしながら、同じように工事経歴、業者の施工能力や工事量から判定した施工見込みの確実性等を勘案して、入札指名委員会に業者選定をお願いしたいと思っております。 1社とかいう話でございましたけれども、筑前町の入札参加者の資格、格付け及び選定要綱によりまして、ランクごとに指名する業者等が決められておりますので、その基準にしたがって、選定をさせていただきたいと思っております。以上でございます。
議 長	一木議員
一木議員	この野球場につきましても、グラウンドの整備とかですね、またバックネットとかですね、施設的な部分と、いろいろあるわけでございますけれども。その中でもやはり地元の業者の方でも範囲はですね、地元の業者の方あたりへの参加の機会をお願いしながら、また無理な内容が出てくる部分につきましては、専門職という形になっていくかと思っておりますけれども、その辺りをひとつ見極めていただきながら、できるだけ地元の業者の方たちへの参画機会をよろしくお願い申し上げたいと思います。 そこで、この野球をなされてある方たちとのですね、施設をつくっていただくことに対しましての協議と申しますか、私も詳しくは分かりませんが、野球をされる方たちにとられましてですね、せっかく立派な施設をつくっていただいたけれども、いろいろと不具合等が出るということになってくれば困るわけでございますので、その辺りの事前の協議等について十分なされたものか、その点についてお尋ね申し上げます。
議 長	都市計画課長

都市計画課長	お答えいたします。 基本設計に当たる前にですね、軟式野球連盟のほうから、こういうふうな形でやっていただきたいということの要望が出ておりました。 そのときに、それに沿ったような形での基本設計にあたったわけでございますけれども、20年度に実施設計を行ったわけでございますけれども、その中で実施設計のアウトラインが決定した後に、設計内容を変更することについては大きな労力がかかりますので、平成24年度に、この多目的運動公園を利用する各種団体及び関係課の要望を集約して、基本設計の見直しが可能な要望、あるいは可能な提案については検討を行ってまいりました。 野球場については、基本使用両翼98m、センター120mの硬式野球規格としておりますし、付帯施設といたしまして、野球場の本部席をつくること。あるいは倉庫については移設を行ったということでございます。 また、夜間照明は照度ランクを軟式一般クラス及び硬式のレクリエーションに対応するような照明灯6基を設置するなど、一部計画を変更して実施設計にあたっております。 基本的なことはそういうことでございますけれども、詳細の小さいことにつきましてはですね、施工前に利用団体とも十分な協議を行っていききたいと、そのように考えております。
議 長	一木議員
一木議員	ただ今、担当課長のほうがですね、工事途中ででもですね、またそういった利用者の方とは、一応不具合等がないように協議をしていきたいということのご答弁も、最後のほうに申し添えていただいたと思いますけれども、そのことをぜひともですね、これまでのそういった打ち合わせもなさってあるということでございますけれども、また、建設の途中においてもですね、そういった打ち合わせ等をまた重ねていただきながら、出来上がったものが万全で、皆さん方に本当につくっていただいて良かった、というふうな施設にしていいただきたいというふうにお願いしたいと思います。 続けて質問をさせていただきます。 実施設計の内容について、先ほど触れられましたけれども、この件につきまして、私は通告をさせていただいていましたので、今日の一般質問の中でですね、川上議員、それから梅田議員からもパークゴルフについての質問等の中でふれられましたけれども、通告でパークゴルフ場建設の要望があるがということで、通告をさせていただいていましたので、この件についてお尋ねをさせていただきたいと思います。 この計画につきまして、一番最初に私はですね、この経過をお話をさせていただきましたように、私、この構想については、もう合併前からこういった思いを持っておりまして、もう10年が経過をしているわけでございます。 当初の計画から10年が過ぎればですね、状況もいろいろとやはり変わることも出てきましようし、また、変えなければならぬことだって出てくるとも限らないということで、パークゴルフの話も、私もここ最近耳にしたわけでございます。 22、3年ぐらい前、私も北海道のほうに行ったときにですね、パークゴルフをした経験があります。そのとき初めてでございましたけれども、結構ゴルフはやっていまして、パークゴルフは初めてでございましたけれども、ああ楽しいなど。結構ご年配の方も楽しまれておりましたので、22、3年前に初めて経験をしたことがありました。 本町のパークゴルフ場は、今現在、三輪地区の仙道古墳の公園の一角に9ホールのパークゴルフ場がございます。各自治体で、公式、公認のパークゴルフ場は1カ所のみが認められると。3つ、4つあってもですね、1カ所だけが公認として認められるというふう聞いております。

	今、仙道古墳の公園のパークゴルフ場は9ホールでございますけれども、公式は18ホールないといけないということでございます。 会員の方も60名ほどの会員の方がおられまして、先ほど課長の説明をいただきましたけれども、三輪地区の老人クラブの方が50名ぐらい、また別にそういったパークゴルフをなされるという話も聞きますけれども。 これから、このパークゴルフをなされる人口は増えていくんじゃないかなということをおっしゃっているわけでございます。 私もできましたらですね、この多目的というこの大きな目的を持った運動公園の、一部一角にですね、周囲にでもパークゴルフ場の建設が、可能であればなというふうに、個人的にもそういうふうに思っているわけでございます。 しかしながら、もう実施設計の段階で、いろいろと指標とか予算とか、そういったことがですね、あるであろうし、その辺りは私では分からないということで、判断ができないわけでございますけれども、健康づくり、それから今後高齢者の方たちがですね、こういったパークゴルフを通して、そして健康づくりと併せてまた多くの人たちの繋がりを高めていただく、ということ等々を考えればですね、パークゴルフ場は、今の9ホールプラスですね、あと9ホール、そして他からも来ていただいて、きちっとした公式の中でできる、そういったことを提供してあげることができればなというふうな願いを持っているわけでございます。 先ほどの答弁の中では、多目的運動公園の一角に9ホールのお話を、確かお話をいただいたと思いますけれども、9ホールでは公認公式にならないと。 場所が離れてでも、併せて公認を受けられるかどうか分かりませんが、普通であれば、大体こうくつついたところに18ホールということでしょうけれども、それでもないよりもいいでしょうけれども。 願わくは今の多目的運動公園に18ホールができればいいでしょうけれども、それが、可能が厳しゅうございましたらば、今の久光区の仙道古墳の9ホールプラスですね、あの場所付近にあと9ホールが設置できればというふうな願い、思いを持つわけでございますけれども、その点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。
議 長	都市計画課長
都市計画課長	お答えいたします。 仙道古墳がですね、9ホール設置をしておるわけでございますけれども、仙道古墳の面積がですね、約13,500㎡ございます。そのうち古墳の部分、展示しておる部分をおかしましてですね、パークゴルフとして使っておる部分が6,500㎡ということでございまして、いっぱいいっぱいを使ってパークゴルフをやっていたらという状況でございます。 多目的運動公園につきましては、野球、サッカーはもとより軽スポーツを通じて健康増進や社会交流が図れる場となるように、そしてまた町民のみんなが集える力的な施設になるようにということで、私どもも事業を進めておるわけでございますけれども、今、多目的運動公園内に、午前中お答えいたしました、9ホールの土地利用を計画いたしておりますということで、仙道古墳と同じようにですね、他のお客さんの安全を確保しながら行っていただいております、そういうふうな状況は条件として出てきますけれども、そういうふうな形で計画をいたしております。 候補地となっております部分にですね、午前中もお話がありよりございましたけれども、道路の外側に緑地帯も設けて、する部分もございまして、その辺についての設置検討はいろいろ行ってきたわけなんですけれども、傾斜があったりとか、なかなか設置のほうに難しいということで、今考えておるのは原っぱ広場のほうに9ホールできないかということで、土地利用のほうを計画いたしております。 原っぱ広場が約1万㎡ございます。そのうちパークゴルフ場を6,400㎡予定を

	いたしております、残りの4, 800㎡を本来の原っぱ広場ということで計画をいたしております。 今、議員お話の、18ホールの公認コースということになりますと、約1.5ha程度ですね、用地が必要であるというようなことも聞いておりますので、なかなか難しいということの判断を下したところでございます。
議 長	一木議員
一木議員	いろいろと基本設計から実施設計の、そういった状況の中です、いろいろな住民の方たちからのご要望等を前向きに受け止めていただきながら、いろいろと取り組んでいただいているということで、非常にありがたく思います。 ただ、公式公認ということにですね、分かりますと、なりますから、この辺りはパークゴルフをなされある方たちもですね、つくっていただくことは、それはもう歓迎して、感謝していただくでしょうけれどもですね、公式公認ができないということ等についてはですね、ご理解をいただかなければいけないのかなというふうになります。願わくは一緒にしていただいたが、いいんじゃないかなというふうに願っているところでございます。 それでは、あと1つ質問がございますので、最後の質問でございます。 筑紫野・三輪（山麓）線について、質問をさせていただきます。 私は、これまでに筑紫野・三輪線の早期全線開通に向けて、一般質問を平成20年3月議会から今年3月まで8回行わせていただきました。今回が9回目となります。 三輪地区の弥永から筑紫野市山家間、全長8,950mが筑紫野・三輪、通称山麓線でございます。筑前町工区8,050m、筑紫野工区300mが改良済みであり、現在筑前町工区200mが改良工事中でございます。お手元に写真を用意させていただいているところでございます。 筑紫野工区400mが未改良でございますが、そのうちの80mについては、200号冷水バイパスの料金所手前、橋梁の下で交差するところ、これも写真を用意させていただいています。改良工事が今年に入って行われまして、現在は完成をいたしております。 今年3月議会的一般質問におきまして、1名の方との用地取得に向けた任意交渉は合意したのかと、尋ねをさせていただきました。建設課長の答弁は、合意できているので、内容をどうまとめるかについて、県としては任意個別交渉の中で契約できるよう最大限の努力をすると申されたと、答えていただきました。 私は、今から27年春まで、残すところ2年間で切っておりますけれども、ぜひとも27年春に全線開通を目指していただきたいと思います。このことは、昨年の期成会の総会のときにもですね、このことを、説明を受けました那珂県土事務所の課長さんのほうに、念を押したところでございます。 現地を、何度も足を運んで確認をいたしておりますが、合意されたとする未改良部分は、まだ手つかずの状態でございます。月日が経過する分、工事着工が遅れ、しいては27年春の全線開通に影響が及びます。 これまで、前線開通の計画が平成15年が20年、24年、何度も先に延び延びになってきました中で、現在の筑紫野・三輪線は、夜須地区三牟田先の砦上の牧の池横から先が通行止めとなっております。日夜大型トラックをはじめ多くの自動車が砦上の集落内から赤坂の集落を抜け、山家方向へ向かい、飯塚方面や太宰府方面へと通行をし、また、その逆方向の往来に、沿線住民の方たちはたいへん危険と負担を強いられています。一月でも1日でも早く早期改善のためにも、全線開通がもうこれ以上は先へ延ばすことはできません。工事着工はいつになるのか、本町の所管、担当以外になりますけれども、お尋ねをしていただくようお願いをいたしております。県土事務所のほうなり那珂県土事務所なり県のほうはですね、どのように、このことに対し

	てですね、説明をなさっていただきましたものか、お尋ねを申し上げます。
議 長	建設課長
建設課長	担当課のほうよりお答えいたします。 3月の第1回定例会での一般質問におきまして、関係地権者と大筋で合意に至っている状況であります。また、地権者との間に諸問題があるようで、任意交渉を進め、契約締結に向けて、さらに努力をされるというふうな形の答弁をしていたようでございます。 実は、昨日、那珂県土のほうから電話がございまして、7月3日の日に那珂県土の所長、県の道路建設課長、朝倉県土の所長、3名が町長へ経過報告に来るようになっております。 さらには7月18日に期成会総会を開催する予定でございまして。この中で報告がされると思います。 議員さんも会員として出席をしていただくことになっておりますが、その中でご意見、ご質問等を出していただければというふうに考えております。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	ということは、工事着工については、一応はつきりとしたご回答を頂けなかったということでしょうか。
議 長	建設課長
建設課長	お答えいたします。 那珂土木の道路課長と協議した結果では、そういうことでございました。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	それ以上のことはですね、申し上げられません。私のほうからも尋ねられませんので、はい。 先ほど担当所管課長が申されました、7月の、来月の18日、9時半からですね、甘木朝倉市町村会館におきまして、平成25年度主要地方道筑紫野・三輪線の改良促進期成会の総会が開催されるということで、ご案内を私も受けております。 期成会の会長は本町の田頭町長さんでございまして、議長、副議長、私、と一緒に出席させていただきます。 毎回、質問、お尋ね等をさせていただいておりますけれども、この場におきましてですね、今尋ねさせていただいたことも含めまして、昨年の質問に対しての那珂県土整備事務所の担当課長からのご回答を踏まえですね、しっかりと質問をさせていただきながら、前へ進めていただくようお願いをしたいと思います。 これは、町長を含め一緒にですね、そういったお願いを、私も力強くさせていただきたいと思っておるわけでございます。 それでは、先に進めさせていただきます。 みなみの里が平成21年4月29日、それから大刀洗平和記念館が同年10月3日にオープンいたしました。私は、オープンに合せて筑前町の観光案内板設置を、平成21年4月議会と12月議会の一般質問で提案をし、設置を求めさせていただきました。 その後、22年春に、本庁玄関入り口横とみなみの里、大刀洗平和記念館、花立山温泉、夜須高原記念の森5カ所に観光案内板の看板を設置させていただきました。 来町者の方々が一目で町全体の様子が分かるようになった経緯がございまして。 このたび筑紫野・三輪線が全線開通する前に、新たに提案をお願いをいたしたいと思います。 沿線沿いの1つは、筑紫野市山家から筑前町へ入った辺りに1カ所、それから朝倉市の甘木から三輪地区の弥永へ入ったところ辺りに、目立つ看板の設置をお願いした

	いなと思っております。 その看板の内容は、歓迎とPR、みなみの里と大刀洗平和記念などの集客増等を兼ねたものを、ぜひ設置をしていただきたいなというふうに考えるわけでございます。 この点についての見解を求めたいと思います。
議 長	企画課長
企画課長	私のほうからお答えいたします。 全線開通前にですね、看板の設置などの部分ができますように、早めに検討して準備したいと考えております。 ただ、内容でありましたり、位置等につきましては、また今後具体的には検討を進めていきたいと思っております。以上です。
議 長	一木議員
一木議員	よろしくお願い申し上げます。 この後質問をさせていただきます。もう1点ですね。 せっかく全線開通に努力をですね、町長をはじめみんなでさせていただいております。全線開通すれば、1日当たりの車の通行量が7,400台というふうにも聞いております。また、沿線の住民の方たちはですね、全線開通することによって、車が今まで通っておって煩わしかったお家の方たちはですね、そうじゃなくなる方もおられますでしょうけれども、これからまた、今現在もこの沿線沿いではですね、車の通行量がまた増えてくれば、かなりご負担をおかけするという住民の方たちもでございます。 それで、そういったいろんな部分が出てきますけれども、やはり全線開通することですね、町のプラスに繋げるためのいろんな政策、努力は、また町が今からやって行かなければいけないというふうに考えるわけでございます。 どうぞ、そういった意味合いも含めてですね、看板設置は歓迎と、また後ろ向きで車が走って行く場合は、ありがとうございました。またお越しく下さいというふうな意味合いの看板等PRを含めてですね、ぜひ設置を前もって頂きますようお願いしたいと思います。 課長、ご答弁で、そういった方向へ向けてということでございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。 最後になりますけれども、全線開通における本町への経済効果の予想と具体策はということで、お尋ねをしたいと思います。 全線開通することによってですね、大きな経済の波及効果が表れてくるというふうから考えられるわけでございます。 この点について、どのような見解をお持ちなのか、お尋ね申し上げます。
議 長	農林商工課長
農林商工課長	私のほうからは、みなみの里に、全線開通してですね、みなみの里がどのくらいの経済効果があるのかという予測を言わせていただきます。 今議員も何度か、この議場でおっしゃっております。県の試算によりますと、開通したら1日24時間、24Hで7,200台通るというふうに県のほうは試算しております。 これをみなみの里の営業時間、9時から18時、夜の6時までで、9時間に直します。昼夜率というのがありまして、1.2ということで、ちょっと算数の話をしますが、7,200台が12時間で6,000台になると。そして9時間、営業時間の9時間に直すと4,500台というふうに見込まれると思います。 平成22年に国交省が筑紫野・三輪線の交通量調査を行っております。その調査では、先ほど言いました9時間の4,500台が22年で3,000台というふうになっております。これはおおよその台数なんですけれども。

	ですから、約、営業時間に直しますと、1, 500台、1, 500台増えるというふうな計算になるかと思います。1日当たりでございます。 この1, 500のうちの仮に10%、1割がみなみの里に立ち寄っていただくという計算をしますと、1日当たり150台現在よりも増えるという試算になるかと思いますが、いろんな、お1人とかお2人とか、いろんなお見えになるケースがございますが、単純に、平均的に2名ということにしますと、150台で1日300人増えるという計算をしますと、年間350日近く営業をしております。それに、この議会の冒頭で、みなみの里の決算の報告をさせていただきましたが、24年度で約1人当たりの平均単価が1, 200円でございます。だから、1, 200円の300かけ350という計算になるかと思いますが、1億2, 600万円になります。 単純に1割寄っていただければ、1億2, 600万円のみなみの里の営業増になる試算になるかと思います。そのように計算をはじいているところです。
議 長	一木議員
一木議員	もう最後になりました。 今、みなみの里につきましてですね、そういった経済効果ということで、試算をいただいたところでございます。 波及効果は、やはり広がりですね。そして農業関係者の方のみじゃなくて、また道路が開通すれば、この沿線にはですね、また商業関係のお店とか、また食事処とか、いろんなことを含めてですね、その波及効果というのは、やはり広まっていてもらわなければならないし、その努力は、また町が、私どもがですね、みんなが総合力を持って取り組んで行かなければならない。そういった課題に向かって今から進んで行くということになっていくかと思います。 最後になりますけれども、町長にお尋ね申し上げます。 先ほどからお尋ねさせていただきましたいくつかの問題、町長も2期目ということですね、昨日からもお喜びを申し上げますけれども、町にはいろんな重要な課題等が山積をしております。町長2期目にはですね、そういったいろんな課題としっかりと向き合っていただきながらですね、本当に皆さん方がですね、よくなったなど、幅広くいろんな分野にわたってですね、そういうふうに私どもも責任を共有させていただきながら、強く思いをするところでございます。 今の点も含めて波及効果。それから先ほどの歩道の問題とかいろいろありますけれども、最高責任者である田頭町長には、その辺りをですね、しっかりとまた今後進めていただかなければなりませんけれども、町長の思いを、一言お言葉をいただきたいと思います。
議 長	田頭町長、時間が迫っておりますので、簡潔にお願いします。
町 長	お答えいたします。 町は何によって変わるか、道路によって変わります。間違いなく筑前町が今後10年間で変貌を遂げるのは、南北線と山麓線でございます。そのことによって、単なるファーマーズマーケット次元の問題ではなくて、もっと広がりを見せた地域振興策を講じなければならない。それには民活が主体であるだろうと、私は考えます。 城山についてもテーマ性を持って、やすらぎとか憩いとか、そういったテーマ性を持って民活活用型ですね、地方財政は限界がございます。そういった民活活用型で地域振興を図る。守るべきは守る、そういった政策が必要だろうと思っております。 多目的グラウンドにつきましても、多くの方々の期待と、また一部批判があるのも十分承知しております。多額の事業費、税金を使わせていただきます。多くの方々にとって喜ばれる施設となるように、英知を絞って、我慢すべきは我慢して、そして取り組んで行きたいと思います。以上でございます。

議 長	一木議員
一木議員	以上で、私の一般質問を終わります。
議 長	これにて、一般質問を終結します。
散 会	
議 長	本日の日程は、全部終了しました。 本日は、これにて散会します。お疲れ様でございました。 (1 4 : 5 8)